

監査結果公表第 8－4 号

包括外部監査の結果に基づき講じた措置の内容の公表について

市長から、包括外部監査の結果に基づき講じた措置の内容について、地方自治法第 252 条の 38 第 6 項の規定により通知があったので、同項の規定により当該措置の内容を次のとおり公表します。

令和 8 年 8 月 26 日

八尾市監査委員	浅	川	昌	孝
同	木	虎	孝	之
同	露	原	行	隆
同	吉	村	拓	哉

記

1 措置の内容の通知

令和 8 年 8 月 24 日 付け八政行第 223 号

2 問合せ先

八尾市本町一丁目 1 番 1 号

八尾市監査事務局

電話番号 072－924－3896（直通）

3 その他

措置の内容については、市役所本館 3 階の情報公開室及び八尾市ホームページでも閲覧できます。

八 政 行 第 223 号

令和8年8月24日

八尾市監査委員	浅 川	昌 孝	様
八尾市監査委員	木 虎	孝 之	様
八尾市監査委員	露 原	行 隆	様
八尾市監査委員	吉 村	拓 哉	様

八尾市長 山本 桂右

包括外部監査の結果に基づき講じた措置等について（通知）

地方自治法第252条の38第6項の規定に基づき、下記の事項に関し、本年7月20日までに講じた措置等について、別紙のとおり通知します。

記

○平成19年度包括外部監査について

人件費にかかる財務事務について

○平成26年度包括外部監査について

生活保護事業に関する事務の執行について

○平成27年度包括外部監査について

市単費事業に関する事務の執行について

○平成28年度包括外部監査について

外郭団体の財務に関する事務の執行及び当該外郭団体の出納その他の事務の執行について

○平成30年度包括外部監査について

補助金・負担金等に係る事務の執行について

○令和元年度包括外部監査について

高齢者福祉に関する事務の執行について

○令和2年度包括外部監査について

公の施設のうち指定管理者が管理運営を行うものに関する事務の執行について

○令和3年度包括外部監査について

委託契約に関する事務の執行について

○令和４年度包括外部監査について

財産の管理及び運用に係る事務の執行について

○令和５年度包括外部監査について

産業振興、雇用創出及び観光振興に係る事務の執行について

○令和６年度包括外部監査について

子ども・子育て支援施策に係る事務の執行について

○令和７年度包括外部監査について

学校教育に係る財務事務の執行について

※なお、平成 14 年度包括外部監査「出資法人（４法人）の財務事務及び八尾市の４出資法人に対する出資金、委託料及び財政援助に関する財務事務について」、平成 15 年度「補助金の財務事務の執行について」、平成 16 年度「八尾市公共下水道事業及びその他の下水処理に関連する事業について」、平成 17 年度「公の施設」の管理運営について」、平成 18 年度「八尾市立病院事業の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について」、平成 20 年度「国民健康保険事業及び介護保険事業について」、平成 21 年度「委託契約及び工事請負契約の事務の執行について」、平成 22 年度「歳入の執行事務について」、平成 23 年度「教育行政における取組み等について」、平成 24 年度「水道事業の財務に関する事務及び経営に関する事業の管理について」、平成 25 年度「公共資産（インフラ資産）の整備及び管理に係る財務に関する事務の執行及び事業の管理について」及び平成 29 年度「税務事務の執行について」は、全ての結果・意見に対して対応済みとなっております。

○包括外部監査における改善措置等の状況(令和8年7月20日時点)

年度	監査の内容	結果意見の件数 (a)		令和7年7月20日までの対応済み件数 (b)	今回対応分 (a)-(b) =(c)	今回対応済みとなった件数			次回以降に 対応する件数 (e)-(d)
					合計件数 (d)	内、「措置済み」件 数	内、「市の判断により 対応」した件数		
H14～18年度までの監査の結果・意見は、すべて措置対応済み 監査の内容:(14出資法人)(15補助金)(16公共下水道)(17公の施設)(18市立病院)		結果	45	45					
		意見	441	441					
19	人件費にかかる財務事務について	結果	4	4	――	――	――	――	――
		意見	33	32	1	1	1	0	0
H20～25年度までの監査の結果・意見は、すべて措置対応済み 監査の内容:(20保険事業)(21委託契約及び工事請負)(22歳入事務)(23教育行政) (24水道事業)(25公共資産)		結果	23	23					
		意見	123	123					
26	生活保護事業に関する事務の執行について	結果	7	7	――	――	――	――	――
		意見	22	21	1	0	0	0	1
27	市単費事業に関する事務の執行について	結果	4	4	――	――	――	――	――
		意見	67	66	1	0	0	0	1
28	外郭団体の財務に関する事務の執行及び当該外郭団体の出納その他の事務の執行について	結果	26	26	――	――	――	――	――
		意見	94	93	1	0	0	0	1
29	税務事務の執行について	結果	3	3					
		意見	21	21					
30	補助金・負担金等に係る事務の執行について	結果	7	7	――	――	――	――	――
		意見	52	48	4	4	0	4	0
R1	高齢者福祉に関する事務の執行について	結果	18	18	――	――	――	――	――
		意見	66	60	6	0	0	0	6
R2	公の施設のうち指定管理者が管理運営を行うものに関する事務の執行について	結果	15	15	――	――	――	――	――
		意見	77	73	4	3	3	0	1
R3	委託契約に関する事務の執行について	結果	4	4	――	――	――	――	――
		意見	95	87	8	2	2	0	6
R4	財産の管理及び運用に係る事務の執行について	結果	7	5	2	0	0	0	2
		意見	30	19	11	2	2	0	9
R5	産業振興、雇用創出及び観光振興に係る事務の執行について	結果	3	2	1	1	1	0	0
		意見	28	9	19	12	9	3	7
R6	子ども・子育て支援施策に係る事務の執行について	結果	6	6	――	――	――	――	――
		意見	30	11	19	15	12	3	4
R7	学校教育に係る財務事務の執行について	結果	5		5	2	2	0	3
		意見	61		61	10	10	0	51
合 計		結果	177	169	8	3	3	0	5
		意見	1,240	1,104	136	49	39	10	87

1. 令和8年7月 20 日までに改善措置等を講じた事項

《監査の結果》 地方自治法第 252 条の 37 第5項に基づく監査の結果に対する措置について(3件)

【令和5年度】産業振興、雇用創出及び観光振興に係る事務の執行について

(15) 観光活動支援育成事業

番号	所 管 課	項 目	監査の結果(要旨)	R7.7.20 までの取組等の内容と改善の方針	R8.7.20 までの取組等の内容と改善の方針
1	観光・文化財課	観光協会の公式サイトの情報セキュリティについて	通信が暗号化された WEB サイトとして現在広く普及している、アドレスが「https://～」から始まる通信規格を観光協会の WEB サイトが採用していないため、アクセスしたユーザーのデバイスのセキュリティレベルの設定によっては、観光協会の WEB サイトを閲覧できない。 誰もが安心してアクセスできるように、市は補助事業の実施状況の確認手続の一環で、指導すべきである。	観光協会公式サイトの情報セキュリティについて指導をしており、現在、協会において対応を進めているところですが、令和7年 10 月 31 日をもって観光協会は解散することとなったことから、当該サイトの取り扱いも含めて整理しているところです。	観光協会の解散に伴い公式サイトも閉鎖しました。 (措置済み)

【令和7年度】学校教育に係る財務事務の執行について

(共通事項)

(1) 現地調査に係るもの

番号	所 管 課	項 目	意見の内容(要旨)	R7.7.20 までの取組等の内容と改善の方針	R8.7.20 までの取組等の内容と改善の方針
2	教育施設課	学校備品の現在高調査について	学校備品の管理に関する事務の正確性及び適正性の観点から、学校備品の現品確認について、事務担当者などの立会人を必ず設けたうえで実施し、その結果を教育施設課に報告する仕組みを「学校事務の手引き」に明記するなど、財務規則第 181 条に則った運用へと改善すべきである。		学校備品については、2人以上で現品確認を行い、予算担当課に報告するよう「学校事務の手引き」に明記し、学校に周知しました。 (措置済み)

(個別事項)

(1) 小学校給食管理運営業務

番号	所 管 課	項 目	意見の内容(要旨)	R7.7.20 までの取組等の内容と改善の方針	R8.7.20 までの取組等の内容と改善の方針
3	学務給食課	随意契約の公表漏れについて	随意契約の公表指針では、「地方自治法施行令第 167 条の2第1項第2号から第9号までを根拠とする随意契約すべてを公表の対象とする」と定めているが、公表されていない契約があった。		令和7年 10 月から令和8年3月の随意契約公表時においては、新たに作成した契約管理表や文書管理システムでの検索による公表対象抽出により、公表の漏れがないよう事務を改めました。 (措置済み)

			随意契約を漏れなく公表するため、契約情報を正確かつ効率的に管理すべきである。		
--	--	--	--	--	--

《意見》 地方自治法第 252 条の 38 第2項に基づく意見に対する取り組み等について(49 件)

【平成 19 年度】 人件費にかかる財務事務について

2. 給料、昇給及び人事評価

番号	所 管 課	項 目	意見の内容(要旨)	R7.7.20 までの取組等の内容と改善の方針	R8.7.20 までの取組等の内容と改善の方針
1	職員課	(1) 給料	③技能労務職給料表 八尾市の技能労務職給料表は、行政職給料表(1)に準じているため、国家公務員の場合と比べ、技能労務職の給料が高く算定される。多くの地方公共団体において、国家公務員の行政職俸給表(2)が適用される職員の職務内容と各地方公共団体における技能労務職では職務内容が異なる等の理由により、独自の給料表を作成しており、八尾市においても同様である。 八尾市の給与水準は国に比べ高い傾向にあり、技能労務職給料表の金額の引き下げ等適正な給与水準について、検討する必要がある。	技能労務職の給料表について、現行の行政職給料表(1)に準じた内容から、国家公務員の行政職俸給表(2)を基本とした給料表へ見直すこととし、現在、国家公務員や府内各市の状況を踏まえた見直しを進めているところです。	技能労務職の給料表について、国家公務員や府内各市の状況を踏まえ、令和8年1月に国家公務員の行政職俸給表(2)を基本とした給料表へ見直しを行いました。 (措置済み)

【平成 30 年度】補助金・負担金等に係る事務の執行について

番号	所 管 課	項 目	意見の内容(要旨)	R7.7.20 までの取組等の内容と改善の方針	R8.7.20 までの取組等の内容と改善の方針
2	コミュニティ政策推進課	八尾市校区まちづくり交付金について	現状、校区まちづくり協議会の活動に対する支援としての校区まちづくり交付金と、まちづくり協議会を構成する団体の、独自の活動に対する補助金制度がそれぞれ存在し、手続きもそれぞれで発生している状況があり、地域に対する補助金の交付ルートが複数存在することで、校区ごとにトータルとしてどれだけの金額の補助金が交付されているのか、また、アウトプットとしてどれだけの活動がされたのかという検証が困難になっている。 校区まちづくり交付金に移行可能な補助金等を統合することや、構成団体の地域活動に対する補助金については、既に一定の整理はされているものの、校区まちづくり協議会で実施する性質の事業と、各構成団体で実施する性質の事業をより明確に区分する基準・考え方等を全庁的な取り組みとして各課で整理	校区まちづくり交付金について、平成 30 年度以降、左記の取り組み及び考え方で、見直しを進めてきたところであり、令和7年1月1日付で「八尾市校区まちづくり協議会の支援に関する規則」を改正し、今後、新制度の運用を開始してまいります。 なお、新制度では、校区まちづくり協議会で実施する性質の事業の基準・考え方を整理のうえ、提案審査方式を導入することにより、取組みに応じた交付金交付に改めるとともに、加算額と加算対象を明確化し、より客観的な効果検証が可能となりました。 (監査の意見に対し検討を行った結果、市としての判断により、対応方針を確定)	校区まちづくり交付金について、平成 30 年度以降、左記の取り組み及び考え方で、見直しを進めてきたところであり、令和7年1月1日付で「八尾市校区まちづくり協議会の支援に関する規則」を改正し、新制度での運用を行っております。 なお、新制度では、校区まちづくり協議会で実施する性質の事業の基準・考え方を整理のうえ、提案審査方式を導入することにより、取組みに応じた交付金交付に改めるとともに、加算額と加算対象を明確化し、より客観的な効果検証が可能となりました。 (監査の意見に対し検討を行った結果、市としての判断により、対応方針を確定) 防犯灯整備補助金及び防犯灯電気料金等補助金につきましては、町会等に担っていただいて

			し、より客観的な効果検証と事務の効率化につなげることが必要である。	今後は、新制度の運用状況等を踏まえつつ、地域活動を対象とした各補助金の校区まちづくり交付金への統合など、団体支援のあり方等について、関係課と連携しながら協議・検討を進めてまいります。	いた防犯灯の新設・維持管理に関する課題への対応として、市への移管を希望する防犯灯については市が維持管理を行う仕組みへと移行するとともに、補助制度の見直しを行うことで、新制度として運用を開始した校区まちづくり交付金の対象事業と明確に区分することが可能となりました。 今後も校区まちづくり交付金の運用状況や地域ごとの実施主体の差異等、地域の実態を踏まえつつ、関係課間で情報共有等を図りながら、適宜必要な見直しを検討してまいります。 （監査の意見に対し検討を行った結果、市としての判断により、対応方針を確定）
3	危機管理課	八尾市防犯灯整備補助金について	現状、校区まちづくり協議会交付金と、各構成団体の独自の活動に対する補助金制度がそれぞれ存在し、地域に対する補助金に複数ルートが存在することで、校区ごとにトータルとしてどれだけの金額の補助金が交付されているのか、また、アウトプットとしてどれだけの活動がされたのかという検証が困難になっている。 本補助金については、八尾防犯協議会は各町会に対する補助金の配分の取りまとめを担っているものであり、必ずしも八尾防犯協議会として実施する性質のものというわけではない。そのため、地域に対する補助金として、校区まちづくり協議会で実施する事業とより明確に区分する基準、考え方等を全庁的な取り組みとして整理することが望まれる。		
4	危機管理課	八尾市防犯灯電気料金等補助金について	八尾市防犯灯電気料金等補助金は、八尾市防犯灯整備補助金と同様に、地域に対する補助金として、校区まちづくり協議会で実施する事業とより明確に区分する基準、考え方等を全庁的な取り組みとして整理することが望まれる。		
5	高齢介護課	八尾市高年齢者労働能力活用事業補助金について	本補助金の補助対象経費に事業費以外の管理費（例えば役員報酬）も含まれており、実態にあった名称になっていない。要綱の名称は実態を示す名称にすべきである。	本補助金要綱の名称につきましては、補助金の支給のあり方の検討と合わせて、見直しを行うこととします。	補助金名称について、補助対象経費に管理費が含まれる点を踏まえ、令和7年度の補助金見直しにおいて成果連動型への改正と併せて名称の妥当性を検討しました。その結果、改正後の制度内容と現行名称は整合していると判断し、名称は引き続き現行のものを使用することとしました。 （監査の意見に対し検討を行った結果、市としての判断により、対応方針を確定）

【令和2年度】公の施設のうち指定管理者が管理運営を行うものに関する事務の執行について

(2) 八尾市立共同浴場錦温泉

番号	所 管 課	項 目	意見の内容(要旨)	R7.7.20 までの取組等の内容と改善の方針	R8.7.20 までの取組等の内容と改善の方針
6	地域共生推進課	錦温泉の今後のあり方について	当該施設は、近隣の市営住宅の風呂設置率等も踏まえて、今後も長期間、利用料金収入と同程度の指定管理料を支出して維持すべきかを検討し、施設のあり方そのものについて検討すべきである。また、市の負担を抑え、また、民間の公衆浴場と比較して公平な形での対策についても検討すべきである。	錦温泉の今後のあり方については、令和5年10月策定の「新やお改革プラン 2.0 実行計画」に計上し、八尾市営住宅機能更新事業計画に基づく一部建て替えに伴う住み替え等による利用状況の変化等を関係部局と共有しました。 引き続き運営の見直しを検討してまいります。	錦温泉については、市営西郡住宅の新棟整備や既存棟の用途廃止、浴室あり住戸への住み替えを順次進めることで、浴室なし住戸入居者の入浴手段が令和13年度末頃には確保できる見込みとなりました。このため、施設の設置目的を果たしたものと考えられる時期として令和13年度末の

					廃止を想定する方針を確定し、仕様の見直しによる管理運営コストの抑制を図りながら、令和9年4月1日から令和14年3月末までを指定期間とする指定管理者の選定を行うこととしました。 (措置済み)
--	--	--	--	--	---

(6)八尾市生涯学習センター

番号	所 管 課	項 目	意見の内容(要旨)	R7.7.20 までの取組等の内容と改善の方針	R8.7.20 までの取組等の内容と改善の方針
7	生涯学習課	利用料金の返還・還付についての基本協定書の文言について	協定書では、利用者のキャンセルが発生した場合の規定として、既納の利用料金の返還・還付等を行うことを定めているが、キャンセル分の料金について混乱を招きかねない文言があることから、次回の協定書の締結の際にはその趣旨がより明確になる文言への改訂を検討されたい。	協定書の文言について、趣旨がより明確となるよう、見直しを進めております。	令和8年度に締結した基本協定書において、趣旨が明確となるよう、市の標準的な基本協定書に合わせた表現に改めました。 (措置済み)
8	生涯学習課	利用料金収入に関する基本協定書の文言について	協定書では、利用料金の見込み額が当初見込みを下回った場合でも、市はその補填を行わないということを定めているが、そのような規定を定めなくても本来的には問題ないように考えられ、その文言が存在することにより、運用が分かりにくくなる可能性もある。次回の協定書の締結の際にはより趣旨が明確になる文言への改訂を検討されたい。	協定書の文言について、趣旨がより明確となるよう、見直しを進めております。	令和8年度に締結した基本協定書において、趣旨が明確となるよう、市の標準的な基本協定書に合わせた表現に改めました。 (措置済み)

【令和3年度】委託契約に関する事務の執行について

(6)外国人市民情報提供事業委託契約

番号	所 管 課	項 目	意見の内容(要旨)	R7.7.20 までの取組等の内容と改善の方針	R8.7.20 までの取組等の内容と改善の方針
9	人権政策課	八尾市外国人相談窓口運営業務委託事業との統合と競争性のある契約方式の採用について	「外国人相談窓口運営業務委託」と「外国人市民情報提供事業委託」とは、業務目的が重複しており、後者については2号随契による理由は乏しい。将来的には事業を統合したうえプロポーザル方式により相手方を選定する方式とし、競争性を適切に取り入れるとともに、民間を含めた様々な応募者からの提案により、よりよい業務内容へ仕様を高めていくことを検討するべきである。	より合理的で効果的な事業となるよう、市政だよりと同内容の発信から、より外国人のニーズに対応した情報を発信するよう見直しを行いました。引き続き、「外国人相談窓口運営業務委託」との統合に向けて検討を行います。	業務を整理し、「外国人相談窓口運営業務委託」へ事業を統合しました。なお、競争性のある契約方式の採用については、統合後の同事業において検討してまいります。 (措置済み)

(32)八尾市小学校給食調理業務委託契約

番号	所 管 課	項 目	意見の内容(要旨)	R7.7.20 までの取組等の内容と改善の方針	R8.7.20 までの取組等の内容と改善の方針
10	学務給食課	変更契約(ミキサー食導入に伴う変更契約)	喫食に配慮を必要とする児童が在籍している小学校において、給食の一部をミキサーにかけるための変更契約が行われているが、ミキサー食導入のための業務量の増加に伴う増額幅が過大であると思われ、	ミキサー食導入に伴う変更契約について、増額金額の妥当性の検証精度を高めるため、手続きの見直しを行ってまいります。	令和8年度から契約開始した調理委託事業者の選定にあたっては、業務仕様書において、ミキサー食対応が発生した場合の対応内容に伴い増員される従業員の勤務時間を明記し、これに基づ

		の問題点について	また、学校間で生じている増額幅の差異について合理的な説明が困難である。変更契約に際しては、事業者側の提示した金額の妥当性を吟味する必要がある。		く算定が行われるようにすることで、金額の妥当性を担保しました。 (措置済み)
--	--	----------	---	--	---

【令和4年度】財産の管理及び運用に係る事務の執行について

1. 基金の管理

(個別事項)

(20) 森林環境譲与税基金

番号	所 管 課	項 目	意見の内容(要旨)	R7.7.20 までの取組等の内容と改善の方針	R8.7.20 までの取組等の内容と改善の方針
11	農とみどりの振興課	基金の活用計画の策定について	基金を有効に活用するために、中長期の視点で計画を策定し、その上で、当該中長期計画に基づき年度計画を策定、実行するべきである。 そのためには、翌年度の使用可能性のみならず、中長期的な観点での使用可能性について全庁に対するアンケートやヒアリングにより情報を集めることが有用と考える。	当該基金の活用について、全庁に対するアンケートを集計しました。 今後は、そのアンケート結果等を踏まえつつ、活用推進方法について検討してまいります。	当該基金の活用について、全庁に対するアンケートを集計し、今後 10 年間の使途計画を策定しました。今後は計画に基づき基金を活用してまいります。 (措置済み)

2. 債権の管理

(個別事項)

(1) 障がい福祉サービス費等返還金

番号	所 管 課	項 目	意見の内容(要旨)	R7.7.20 までの取組等の内容と改善の方針	R8.7.20 までの取組等の内容と改善の方針
12	障がい福祉課	滞留債権の専門家への回収依頼について	通常、金額が大きく、滞留期間が長期化し、誠実に対応しないような債務者に対する債権は、法的強制力等、債務者が予見しない権限をもって請求しない限り、回収の可能性は極めて低い。 回収、督促に関する内部規定を策定し、滞留期間、債務者の状況等、一定要件を定め、弁護士等に回収を依頼する等、回収可能性が高める施策を図るべきと考える。	専門家への回収依頼の検討も含め、回収、督促に関する内部規定を策定するなど、回収可能性を高める施策を図ってまいります。	回収の可能性を高めるため、弁護士の意見も伺いながら、財産調査や滞納処分等も実施できるよう、必要書類の整備や体制構築を行いました。 (措置済み)

【令和5年度】産業振興、雇用創出及び観光振興に係る事務の執行について

(1) 産業政策検討事業

番号	所 管 課	項 目	意見の内容(要旨)	R7.7.20 までの取組等の内容と改善の方針	R8.7.20 までの取組等の内容と改善の方針
13	産業政策課	景気動向調査の調査件数について	景気動向調査が施策検討に活かすことができる調査結果になるように、直近の調査における回答数が十分であるか、母集団の傾向を代表しているかを検討することが必要である。そして検討の結果、回答数が不足している場合には、これまでの回収率から発送数を何件にすべきか検討する必要がある。	総務省統計局「Data StaRt (データ・スタート)」により、現在の回収数については、母集団の傾向を捉える上で、回答の誤差が5パーセント程度に収まることから、全体の発送数や回答数については、現状でも一定の効果があることを確認しました。 分析の信ぴょう性を高められるよう分析方法について引き続き検討します。	景気動向調査について、回答数の十分性や母集団の代表性を検証した結果、昨年度の回答数でも一定の分析効果があることを確認しました。さらに直近の調査では回答数が増加しており、十分な回答率が確保されているため、発送件数は現状のままで適切であると判断しました。 (措置済み)

(2) 産業立地誘導推進事業

番号	所 管 課	項 目	意見の内容(要旨)	R7.7.20 までの取組等の内容と改善の方針	R8.7.20 までの取組等の内容と改善の方針
14	産業政策課	八尾市ものづくり集積促進奨励金について	企業活動が自由であることも踏まえたうえで、過去に交付を受けた事業者について、交付期間後の一定期間の活動状況を確認して、転出が多いようであれば、事業者が転出しづらい制度設計の必要性がないか、定期的に検討して、現行制度における支給要件等の継続が問題ないか確認することが望まれる。	過去に交付した事業者が転出せず事業を継続しているかを訪問等により把握し、制度設計見直しの必要性を検討します。	訪問等により、過去の交付事業者が全件市内で事業を継続していることを確認し、現行制度の支給要件に問題がないことを確認するとともに、活動状況を定期的に把握する運用を整備しました。 (措置済み)

(6) 地域企業振興事業

番号	所 管 課	項 目	意見の内容(要旨)	R7.7.20 までの取組等の内容と改善の方針	R8.7.20 までの取組等の内容と改善の方針
15	産業政策課	意欲ある事業者経営・技術支援補助金の支出の効果について	すべての事業者に対して意欲ある事業者経営・技術支援補助金の支出の効果を評価する仕組みは設けるべきである。 特に、新製品の開発、新分野進出及び技術革新といったことに対する補助金が、補助事業者にとって効果のあるものとなっているかについては、事業の性質上、短期的な評価と長期的な評価に分けて確認をしていくべきである。	補助事業実施前と比べて付加価値額が増加したかどうかを評価するため、令和6年度より、補助金の交付を受けた事業者へ報告を義務づけるよう改めています。	補助事業について、短期的・長期的な効果を把握する必要性を踏まえ、補助金の交付を受けた事業者に対し実績報告書の提出を義務づけ、その内容を確認することで付加価値額の増加等の評価を行う仕組みを整備しました。 (措置済み)

(7) 産業ブランディング事業

番号	所 管 課	項 目	意見の内容(要旨)	R7.7.20 までの取組等の内容と改善の方針	R8.7.20 までの取組等の内容と改善の方針
16	産業政策課	「On-Do(音頭) ネット」の効果について	「On-Do(音頭) ネット」を開始した約 20 年前と現在とでは、インターネット環境は大きく変化しており、ホームページをはじめ各種 SNS や Blog など広告宣伝の方法は多様化している。	登録事業者へのアンケートの実施、効果の測定・評価を進めております。	令和7年度に登録事業者向けアンケートを実施した結果、現行システムは社会的環境の変化に十分対応できていないことが確認され、これまで一定の役割を果たしたものと判断しました。

			市内のお店の利用促進や、商業の活性化と質の高い生活環境の充実、そして八尾の歴史・文化・自然・生活への市民理解の深化といった「On-Do ネット」の目的に照らして、民間事業者の自社サイトや他の紹介サイトでは得られない効果が「On-Do ネット」にはあるのか、社会的環境の変化も踏まえて、測定・評価することが必要な時期にあると考える。		そのため、令和8年7月 31 日をもってサービスを終了し、今後は本市ホームページや LINE（あきんど情報局）など、時代に即した発信手法へ転換して支援を行うこととしました。 （措置済み）
--	--	--	---	--	---

(9) ワークサポートセンター管理運営事業

番号	所 管 課	項 目	意見の内容(要旨)	R7.7.20 までの取組等の内容と改善の方針	R8.7.20 までの取組等の内容と改善の方針
17	労働支援課	地域職業相談室について	市は、八尾市地域職業相談室を設置した時との社会環境の変化を分析すると同時に、社会環境の変化の弊害及びその変化に残された求職者にも目を向けながら、ワークサポートセンターへの市民ニーズ及び、設置の継続ができないこととなった場合の住民サービスの低下を客観的に把握したうえで、現在の利用状況だけではなく、設置時の社会環境や設置の必要性、目的等に照らして、設置を継続する必要があるのか、定期的に検討することが望まれる。	社会環境の変化の分析と同時に、設置を継続しないこととした場合の住民サービス低下の影響も踏まえながら、設置を継続する必要性について分析・検討してまいります。	ワークサポートセンターについて、市民ニーズや社会環境の変化、住民サービスへの影響等を総合的に分析した結果、設置継続が必要であると判断しました。また、現在の利用状況を踏まえ事業規模を見直し、令和8年度内に利便性の高い場所へ移転することとしました。 （措置済み）

(13) 八尾河内音頭まつり振興事業

番号	所 管 課	項 目	意見の内容(要旨)	R7.7.20 までの取組等の内容と改善の方針	R8.7.20 までの取組等の内容と改善の方針
18	観光・文化財課	八尾河内音頭まつりの来場者数の調査について	八尾河内音頭まつりの来場者数は、実行委員会が開催場所を決めるうえでの重要な指標の一つとなっているが、事務局である市において来場者数として集計する対象や調査方法について文書化されたものがない。 基本的調査方針を定め、そのなかで調査対象を明確にし、各年度の調査方法は開催形式や会場に沿って具体的に計画、調査を進める必要がある。また、基本方針や実施計画、調査の実施状況は文書として残す必要がある。	来場者数の基本的調査方針について検討してまいります。	八尾河内音頭まつりの開催形式や会場等は毎年実行委員会において決定していることから、集計対象や調査方法についても、各年度の事業内容に合わせて柔軟に検討していく方針を実行委員会において決定しました。 今後は、この決定を「基本的調査方針」と位置付け、毎年度実行委員会が検討・決定した具体的な調査方法(計画)やその結果(集計状況)については、意思決定の重要な指標として、適切に文書として作成・保存してまいります。 （監査の意見に対し検討を行った結果、市としての判断により、対応方針を確定）

(14) 国内交流事業

番号	所 管 課	項 目	意見の内容(要旨)	R7.7.20 までの取組等の内容と改善の方針	R8.7.20 までの取組等の内容と改善の方針
19	観光・文化財課	事業評価の指標が見直されていないことについて	令和4年度から事業内容の見直しが行われ、イベントの実施可能件数が減少しているため、事業評価の指標をイベント実施件数とするのであれば、イベント実施予定や実施可能性などを検討したうえで、指標の計画値を設定すべきである。	事業評価の指標について、適切なものとなるよう検討してまいります。	本事業は、事業のあり方を検討した結果、令和8年度から魅力創造事業と一体化して取り組むこととし、国内交流都市に限らず本市の魅力発信を進めていくこととしました。 （措置済み）

20	観光・文化財課	国内交流都市の相互交流について	国内交流都市と調整して、割引可能な特定施設の範囲を拡大させることや、市のホームページの更新だけでなく広報誌等でも情報発信するなど、市民への効果的な周知方法も検討するべきである。	市民が利用できる国内交流都市からのサービス提案などを積極的に活用するため、周知方法の検討を行い、また、本市の魅力についても国内交流都市において周知されるよう取り組みを検討してまいります。	国内交流都市と調整した結果、割引対象施設の拡大は困難であると判断しました。一方で、市民への周知については、効果的な手法を検討した結果、本市ホームページによる情報発信が継続的な周知が可能であるため、最も効率的・効果的と判断しました。これに加え、交流都市に本市観光パンフレットの配架を依頼するなど、相互の周知を強化しました。 （監査の意見に対し検討を行った結果、市としての判断により、対応方針を確定）
21	観光・文化財課	国内交流事業の取組状況、効果に係る現状把握について	国内交流事業の効果を測り、個別の事業内容を見直すための実態調査が必要である。また、実態調査では国内交流の活動実態の把握にも努め、市民同士で国内交流をしている実績があれば、市のホームページで紹介し、市民の行動意欲を刺激することが望まれる。	実態調査の方法について検討してまいります。	活動実態の把握や効果測定の方法を検討しましたが、現行制度の枠内で有効な実態調査手法の確立は困難であることを確認しました。一方で、事業の目的や役割を再整理した結果、令和8年度から魅力創造事業と一体化し、国内交流都市に限定せず本市の魅力発信を総合的に進める方針を確定しました。 （監査の意見に対し検討を行った結果、市としての判断により、対応方針を確定）
22	観光・文化財課	国内交流事業の継続について	国内交流事業の現状把握を行ったうえで、「国内交流」とは何を意味し、何を目的に国内交流事業を実施するのか、国内交流事業そのものを継続の要否や、他の観光関連事業との一体での事業展開といったことについて検討すべきと考える。	現状把握を行ったうえで、事業継続の要否等について検討してまいります。	現状把握と目的の再整理を行い、事業継続の必要性があると判断しました。一方で、事業の効果的な展開を図るため、他の観光関連施策との連携の在り方を検討した結果、令和8年度から魅力創造事業と一体化して取り組むこととしました。 （措置済み）
23	観光・文化財課	事業評価の指標がアウトプットのみであることについて	事業活動の成果である「アウトプット」のみを事業評価の指標とはせず、成果物によってもたらされる効果・効用である「アウトカム」も事業評価の指標に含めるべきである。	事業評価の指標においてアウトカム指標の設定が可能であるかの検討を進めているところです。	当該事業は、結果、より効果的な成果創出につなげるため、令和8年度から魅力創造事業と一体化して取り組むこととしました。 （措置済み）

(15) 観光活動支援育成事業

番号	所 管 課	項 目	意見の内容(要旨)	R7.7.20 までの取組等の内容と改善の方針	R8.7.20 までの取組等の内容と改善の方針
24	観光・文化財課	事業評価の指標に係る実績値の根拠について	事業評価の指標である満足度調査の結果については、集計値のみ入手して完了するのではなく、その根拠としてのアンケートの項目やアンケートの収集範囲、集計結果のデータを把握し、信頼できるものか検討したうえで採用すべきである。	本指標となる満足度調査を実施している観光協会は、令和7年10月31日をもって解散することとなりました。事業のあり方も含め、引き続き適切な指標を検討してまいります。	観光協会が令和7年10月31日をもって解散したことに伴い、本事業は令和8年度から魅力創造事業に統合し、また、同団体が実施していた満足度調査の結果を指標として設定することはできなくなったことから、今後は魅力創造事業全体としての効果把握を行うこととしました。 （監査の意見に対し検討を行った結果、市としての判断により、対応方針を確定）

【令和6年度】子ども・子育て支援施策に係る事務の執行について

(個別事項)

(1) ママ・サポート事業

番号	所 管 課	項 目	意見の内容(要旨)	R7.7.20 までの取組等の内容と改善の方針	R8.7.20 までの取組等の内容と改善の方針
25	こども健康課	事業継続に係る検討の必要性について	利用拡充のための取り組みを進めているところではあるが、実施してもなお、利用者が増加しない場合は、事業の継続について検討が必要と考える。また、事業の継続の検討にあたっては、現在の利用者層及び潜在的な利用者層が、民間事業者により同様のサービスを受けられる可能性や、別の支援施策を受けられることなどにより、安心して育児ができる環境が保たれるかどうかについて、検討が必要となる。	本事業については、就労状況などにより家族等からの支援を受けられない妊産婦が出産前後に安価に家事支援等を利用できるものであり、セーフティネットとしての側面も併せ持つ有用な事業であると認識しております。引き続き、利用拡充に向け取り組みながら、利用者の減少が続く場合は今後のあり方について検討してまいります。	本事業は、家族等からの支援を受けられない妊産婦が出産前後に安価に家事支援等を利用できるセーフティネットとして有用であると認識しています。実績においても利用者数が増加傾向で推移しており、必要とする層に活用されていることを確認しました。このため、事業の継続が適切であると判断し、今後も利用拡充に向けた取り組みを進めてまいります。 (措置済み)

(2) ファミリー・サポート・センター事業

番号	所 管 課	項 目	意見の内容(要旨)	R7.7.20 までの取組等の内容と改善の方針	R8.7.20 までの取組等の内容と改善の方針
26	こども健康課	委託先の見直し、事業継続に係る検討の必要性について	本事業については、平成 14 年度から令和5年度まで 22 年間連続で、八尾市社会福祉協議会と随意契約を行っている。 しかし、年間援助活動数は減少傾向にあり、今後もこの傾向が続く場合には、「援助活動数の多さに対応できること」を理由としている社会福祉協議会との随意契約を継続すべきかについて、検討する余地が出てくると考える。 市民のニーズを捉え、将来的な援助活動数を予測しながら、民間業者への委託、市の直営への転向の可能性も検討することが望ましい。	今後の年間援助活動数の推移を引き続き注視し、今後も減少傾向が続くようであれば、ご意見の内容も踏まえて、本事業のあり方について検討してまいります。	援助活動数の推移を踏まえ、民間事業者への委託可能性や随意契約の妥当性について事業内容・必要人員・契約金額の精査を行いました。その結果、長年培ってきたノウハウを活用することで人員を見直しても事業の質と安全性が確保できるため、引き続き社会福祉協議会との随意契約による実施が適切と判断しました。 (措置済み)

(7) 「人権を大切にする心を育てる」保育推進事業

番号	所 管 課	項 目	意見の内容(要旨)	R7.7.20 までの取組等の内容と改善の方針	R8.7.20 までの取組等の内容と改善の方針
27	こども施設運営課	業績評価指標の設定について	当事業における業績評価指標が、保護者アンケートの質問項目『一人ひとりの個性を大切に、意欲や自信を持たせている』に対する回答割合から評価を行っているが、人権に関する研修への参加とアンケートの質問項目との相関関係に疑義がある。 事業における業績指標を設定する際には、事業に関する研修に参加することで、研修参加者、こども園、園児、保護者にどのような変化があったのか等、相関関係が測定できる範囲で設定することが望まれる。	業績評価指標について、実施計画策定期間も勘案しながらより実効性のある指標となるよう検討を進めます。	人権に関する研修と保護者アンケート項目との相関について検討した結果、研修前後の変化を定量的に把握することは困難である一方、研修参加が保育・教育の質向上に資することを各園で確認しました。そのため、研修の効果把握については、こども園・園児・保護者に関する評価を行う保護者アンケートを業績評価指標として用いることが適切であると判断し、当該方針を確定しました。 (監査の意見に対し検討を行った結果、市としての判断により、対応方針を確定)

(8) 公立認定こども園運営事業

番号	所 管 課	項 目	意見の内容(要旨)	R7.7.20 までの取組等の内容と改善の方針	R8.7.20 までの取組等の内容と改善の方針
28	こども施設運営課	業績評価指標の見直しについて	当事業の業績評価指標である、認定こども園に対して肯定的に思う保護者の割合については、保護者が仕事と家庭を両立するために重要な指標と考えることができるが、設定初年度である令和2年度においてすでに達成済みであり、現状維持を目指す指標となっており業績評価指標の見直しが望まれる。 そして、業績評価指標の見直しにあたっては、保護者に対するアンケートの実施等により、先ず以て保護者が認定こども園に対して何を求めているかに関する情報の収集が必要と考える。	業績評価指標について、実施計画策定期間も勘案しながらより実効性のある指標となるよう検討を進めます。	業績評価指標について見直しを行い、地域交流の参加人数や延長保育利用者数など、事業の成果を直接把握できる指標を設定しました。 (措置済み)
29	こども施設運営課	委託業務に係る履行確認について	委託業務が適切に履行されたかを確認するために、事業者から提出される就業報告書と各園の出勤表を突合しているが、各園の出勤表の様式が統一されておらず、就業報告書との突合に時間を要することが判明した。 今後も業務委託を継続するのであれば、出勤表の様式の統一による業務負担軽減を検討することが望まれる。 統一様式の導入による管理コスト削減と、イニシャルコストの発生については比較衡量し、コスト削減に寄与するかという観点でも検討することが望ましい。	業務負担を軽減するため、各園と協議し、来年度からの様式を統一できるよう調整を進めています。	委託業務の確認方法について検討した結果、事業者が押印管理している出勤簿と就業報告書を突合する現行手法が、担当課および各園にとって最も効率的であり、様式統一による事務負担の軽減効果も限定的であることを確認しました。このため、現行の手法を継続することとしました。 (監査の意見に対し検討を行った結果、市としての判断により、対応方針を確定)
30	こども施設運営課	労働者派遣による保育教諭業務委託契約の入札方法について	保育士や園児にとって、複数年連続して同じ事業者と契約を締結することには合理的な理由があるように思えるが、単年度契約を前提としており、次年度以降も継続して契約を受注するとは限らないため、経済性並びに保育者の交代による園児への影響を防ぐためにも、事業者選定時より長期継続契約締結の可否も視野に入れ、契約のあり方を検討することが望ましいと考える。 また、随意契約時において、他事業者からの見積書の入手がなされておらず、経済的合理性が検討されていないまま契約が締結されている。経済性の観点から、随意契約を締結する際には、2者以上から見積書を入手することが望ましいと考える。	長期契約締結などの複数年契約については、関係部局と協議し、契約のあり方について検討していきます。 また、随意契約をする際には、財務規則第116条第2項にもとづき、2者以上見積りを取るよう改めました。	長期契約の可否や経済性について関係部局と協議するなど、契約のあり方を検討した結果、人材派遣の適切な履行を確保するためには単年度契約で業務内容を確認する現行方式が妥当であると判断しました。また、随意契約時には財務規則に基づき2者以上から見積書を取得する運用へ改め、経済性の確保にも対応しました。 (監査の意見に対し検討を行った結果、市としての判断により、対応方針を確定)
31	こども施設運営課	備品台帳のロケーション管理について	備品台帳を閲覧したところ、備品の詳細な所在場所が不明な状態であった。備品台帳の所在場所に関する情報は、盗難、紛失の早期発見の観点並びに、実地棚卸の効率性、効果性の観点からも有用な情報で	備品台帳一覧表での所在場所の印字は難しいため、所在地を記録したデータを作成し、実地棚卸時にはそのデータとも突合して管理を実施してまいります。	備品台帳の所在情報について、備品台帳をデータ化し、各園で所在場所を記録・管理する旨を周知し、統一的に管理できる仕組みを整えました。

			あり、システム上の備考欄等を活用し、詳細な所在場所を管理することが望まれる。		(措置済み)
32	こども施設運営課	施設の老朽化について	老朽化により雨漏りをしている箇所があるが、近いうちに実施する大規模改修で対応する計画になっているため、それまで修繕が計画されていない。 現に雨漏りによる教育・保育事業への支障が出ているため、大規模改修までの応急処置又は、大規模改修のうち雨漏りに係る部分の前倒しができないかの検討が望まれる。	八尾市個別施設保全計画に記載のある大規模改修を早期着工に向けて関係課と協議を図るとともに、雨漏りに関する対策として、雨漏りの発生個所に防水シートによる補修を実施し対応しています。	令和8年度に、翌年度以降に大規模改修工事を実施できるよう改修工事に関する設計委託業務に関する契約を締結しました。また、応急的な処置として、防水に関する補修を令和7年度に実施しました。 (措置済み)

(9) 認定こども園等保健会事務局事務

番号	所 管 課	項 目	意見の内容(要旨)	R7.7.20 までの取組等の内容と改善の方針	R8.7.20 までの取組等の内容と改善の方針
33	こども施設運営課	保健会の事務局について	八尾市認定こども園等保健会の設立以降、市の公衆衛生の政策を展開するために、従来の実務慣行等に倣い市職員は市の職務として事務局業務を実施している。 しかし、市職員の行う事務が、地方公務員法第35条で定める「地方公共団体がなすべき責を有する職務」の範囲外である場合には職務専念義務の趣旨に反するとの評価を受ける場合があるため、保健会事務局の業務に関して、業務の範囲や市の関与のあり方等について検討を進めていく必要がある。	R7.7.20 までの取組等の内容と改善の方針 八尾市認定こども園等保健会について、業務の範囲や関与のあり方等について、検討してまいります。	R8.7.20 までの取組等の内容と改善の方針 職務専念義務との関係や市の関与の必要性を検討したところ、保健衛生の意識醸成を図るうえで市が事務局を担うことは設立趣旨に沿ったものであり、地方公務員法第35条にいう「地方公共団体がなすべき責を有する職務」に該当すると判断しました。会の安定的な運営にも市の関与が不可欠であることから、従前どおり事務局業務を実施することとしました。 (措置済み)

(10) 認定こども園等整備計画推進事業

番号	所 管 課	項 目	意見の内容(要旨)	R7.7.20 までの取組等の内容と改善の方針	R8.7.20 までの取組等の内容と改善の方針
34	保育・こども園課	事業評価の指標の追加について	「教育・保育入所受入れ枠」の指標は、当事業により認定こども園の創設や増築等という手段がどの程度実行できたのかという観点に対する評価であり、待機・保留児童の解消及び施設の改修による子どもの安全確保という目的に対してどのように貢献したのかという観点の評価を行うことは困難であるため、別途目的に対応する評価指標を設定することが望まれる。	R7.7.20 までの取組等の内容と改善の方針 事業の目的を適切に評価できる成果指標を検討してまいります。	R8.7.20 までの取組等の内容と改善の方針 現行の指標では、待機・保留児童の解消や子どもの安全確保への具体的な貢献度を評価することが難しいため、指標の見直しを行いました。検討の結果、目的に沿った成果を適切に把握できるよう、令和8年度から新たに「保留児童数(毎年度4月1日現在)」を成果指標として設定しました。 (措置済み)

(11) 私立認定こども園等運営費補助事業

番号	所 管 課	項 目	意見の内容(要旨)	R7.7.20 までの取組等の内容と改善の方針	R8.7.20 までの取組等の内容と改善の方針
35	保育・こども園課	処分制限期間のある財産の管理について	当補助事業にて取得した財産に関して、担当課では処分制限対象となる財産を把握しておらず、各事業者に対して説明等を行っていなかった。 処分制限に対する認識が不十分である場合、処分制限期間内に誤った目的外使用や処分等を行うという可能性がある。	R7.7.20 までの取組等の内容と改善の方針 管理台帳様式を作成し、令和7年度の補助事業より管理台帳による適切な管理を求める予定です。 また、その管理台帳を実績報告書とともに提出させることで、本市においても財産の状況を管理することを検討しています。	R8.7.20 までの取組等の内容と改善の方針 管理台帳様式を作成し、令和7年度の補助事業の実績報告より管理台帳の提出を求めました。 また、それらを取りまとめ、本市においても各施設の財産状況を把握するようにしました。 (措置済み)

			したがって、担当課は、各事業者に対して、処分制限期間がある旨の説明及び、管理台帳等の整備による処分制限期間内の適切な管理を求めることが望ましい。 また、担当課においても各事業者が取得した財産の取得年度、処分制限期間終了年度がわかる台帳等を整備し、処分制限期間到来時の財産の状況を確かめることが望ましい。		
--	--	--	---	--	--

(12) 保育士確保支援事業

番号	所 管 課	項 目	意見の内容(要旨)	R7.7.20 までの取組等の内容と改善の方針	R8.7.20 までの取組等の内容と改善の方針
36	保育・こども園課	事業推進にあたり必要な保育士の水準について	保育卒の拡大及び認定こども園等の安定的運営という目的に対応するために、当事業を行うにあたっては、各施設において十分な保育士を確保できているかの把握が必要であるが、市は、求める保育士数の水準の設定及びその水準に対する保育士の不足数の定量的な把握のための取り組みを行っていない。 仮に現時点で保育士が十分確保できている状況であった場合、当事業の実施目的を改めて検討する必要があると言える。 また、具体的な水準の設定にあたっては、私立認定こども園等運営費補助事業における加配の補助がある保育士の影響を除外した上で、保育卒の拡大及び認定こども園等の安定的運営の観点から市として求める水準を検討することが望ましい。	保育士数に関しては本市の全ての施設において条例で定める基準以上に確保できております。当該年度の障がい児の状況や、職員の平均経験年数等によって、「十分確保できているといえる状態」の保育士数は変動すると考えますので、何をもって十分確保できている状態といえるのか、その水準を定めることは非常に困難であると考えておりますが、一定の水準を定めることや不足数の定量的な把握について検討してまいります。 また、当事業の実施目的を達成しているかどうかを判断するためには、一定の指標を定めることも効果的と考えますので、併せて指標の設定についても検討してまいります。	保育士確保の状況を把握するための指標について検討した結果、条例基準以上の配置により取得できる各種加算を全て取得している状態は、施設運営に必要な保育教諭等を十分に確保していると判断しました。このため、令和8年度から成果指標として「保育教諭等の配置により取得可能な各種加算を全て取得している私立認定こども園等の割合」を設定しました。 (措置済み)
37	保育・こども園課	既存の事業評価指標の目的適合性について	当事業の目的は、保育卒の拡大及び認定こども園等の安定的運営と保育の質向上を図ることにあるが、「私立認定こども園等の新規採用保育士数」の指標における「平均採用人数3人×施設数」とした具体的な理由が不明確であり、保育卒の拡大及び認定こども園の安定的運営にどのように寄与しているかが不明瞭である。 したがって、目的に対応する保育士の充足数あるいは不足数を定義した上で、必要な新規採用保育士数を目標値のひとつとすることが望ましい。 また、「説明会参加者数」の指標についても、説明会参加者が実際に採用につながっているかという観点を含む成果指標を設定することが望ましい。	事業の目的を適切に評価できる成果指標を検討してまいります。	保育士の充足状況は保育卒の拡大や安定的運営に直結することから、採用人数ではなく保育教諭等の配置状況を把握する指標で評価することが適切と判断しました。また、説明会参加者については事業効果をよりの確に把握するため、採用につながった人数を成果指標として令和8年度から設定しました。 (措置済み)
38	保育・こども園課	事業評価指標の充分性について	当事業は説明会の開催や保育士への直接の補助等、複数事業が混在する事業であるため、結果である新規採用保育士数や説明会への参加者数のみでな	事業の目的を適切に評価できる成果指標を検討してまいります。	当事業は複数の事業で構成され目的も異なるため、「どの事業が魅力的であったか」を横断的に評価することは困難と判断しました。このため、各

			く、当事業のうち、どの事業が実際に魅力的であったのかという観点を含む成果指標を追加することが望ましい。		事業の目的に応じて個別に評価する方針とし、令和8年度から保育教諭等の配置による加算取得園の割合と就職フェア参加者のうち採用につながった人数を成果指標として設定しました。 (措置済み)
--	--	--	---	--	--

(14) 幼児教育・保育の無償化対応事務

番号	所 管 課	項 目	意見の内容(要旨)	R7.7.20 までの取組等の内容と改善の方針	R8.7.20 までの取組等の内容と改善の方針
39	保育・こども園課	事業評価の指標の見直しについて	幼児教育・保育の無償化制度自体の周知は達成していると考えられるが、制度を必要とする利用者に対して適切な対応ができていないかを測定するため、施設等利用費の償還請求に対して、請求書受理後に不備が生じた件数がゼロで推移していることを事業評価の指標として設定することが望ましい。	施設等利用費の償還請求に対して、請求書受理後に不備が生じた件数がゼロで推移していることを事業評価の指標として設定するよう検討してまいります。	施設等利用費の償還請求に対して、請求書受理後に不備が生じた件数がゼロで推移していることを事業評価の指標として令和8年度から設定しました。 (措置済み)

【令和7年度】学校教育に係る財務事務の執行について

(共通事項)

(1) 複数部署にまたがるもの等

40	契約検査課	公表対象となる随意契約の集計について	公表すべき随意契約が適切に公表されていなかった。令和6年度の包括外部監査においても同様の指摘がなされていることから、全庁的に管理体制が不十分である可能性が高い。 随意契約の公表漏れを防止し、契約情報を正確かつ効率的に管理するためには、システムにて検索できる運用など、全庁的に検討するべきである。		随意契約を締結する際は、執行伺又は支出負担行為の起票時に、件名欄に「随意契約」等の文言を入力することにより、文書管理システムでの検索による公表対象抽出により公表漏れがないよう、契約事務研修において庁内に周知しました。 (措置済み)
----	-------	--------------------	--	--	--

(2) 現地調査に係るもの

41	教育政策課	休日出勤申請漏れについて	申請漏れは、勤務実績の正確性や事務の合规性を損なう要因となり、適切な教職員の健康管理や業務の効率化等の妨げにもなる。 勤務管理を徹底し、申請漏れが発生しないよう、関係職員への周知徹底とシステムによる申請状況の定期的な確認を行う体制を整備すべきである。		勤務管理を徹底し、申請漏れが発生しないよう管理職員への周知徹底を行うとともに、システムによる申請状況について年4回の確認を行う体制を整備しました。 (措置済み)
42	学校教育推進課	官民学連携プロジェクトの全市展開について	官民学連携における有効な成功事例が、学校担当者間の暗黙知に留まっており、市全体への波及には至っていない状況にある。 教育委員会が主体となって、連携に至るプロセスやノウハウなどを市全体に広げるための体系的な取り組みを推進することが望ましい。		市全体への共有について、当該事例につきまちは自主校長会を通じ事例紹介を行いました。内容によっては公開授業等において各校へ直接伝達できる機会を利用するなど、好事例の共有を図ってまいります。 (措置済み)

43	教育施設課	郵券類の管理体制について	郵券類の残数管理については、学校ごとに管理方法が統一されていない状況であった。 複数人によるチェック体制を整備すること等を「学校事務の手引き」に明記するなど、管理体制の標準化を図ることが望まれる。		郵便切手を使う際や、毎月末に行う残数管理を複数人でチェックするように「学校事務の手引き」に明記し、学校へ周知しました。 (措置済み)
----	-------	--------------	--	--	---

(個別事項)

(5) 学校図書館活用推進事業

番号	所 管 課	項 目	意見の内容(要旨)	R7.7.20 までの取組等の内容と改善の方針	R8.7.20 までの取組等の内容と改善の方針
44	学校教育推進課	図書館サポーター研修参加方法の多様化について	研修に参加できなかった図書館サポーターについては、資料提供や質問受け付けによるフォローを行っているが、理解度の確認等は実施されていない。 当日参加が困難な図書館サポーターに対しても情報格差が生じないよう、開催方法やフォローアップの方法を改善し、理解度の均質化及び業務品質の向上を図ることが望ましい。		情報格差の未然防止と理解度の均質化を図るため、令和7年度からオンデマンド配信による研修を導入し、参加が困難なサポーターにも同等の学習機会を確保しました。これにより、研修内容の確実な共有と業務品質の向上につながる体制を整えました。 (措置済み)

(7) 小学校給食管理運営業務

番号	所 管 課	項 目	意見の内容(要旨)	R7.7.20 までの取組等の内容と改善の方針	R8.7.20 までの取組等の内容と改善の方針
45	学務給食課	給食施設の維持更新に係る教育委員会関連部署との連携について	必要な施設更新や修繕が実施されない場合、施設の適切な維持管理が困難となり、給食提供に支障をきたすリスクが高まる。 さらに、突発的な故障対応に随意契約が必要となる場合、一般的に入札契約よりコストが高くなり、経済性の確保が困難となる。給食施設の更新や修繕には調理に関する専門知識が必要となるため、他の学校施設と同様に扱うことが困難であるという特殊性はあるものの、教育委員会内に建築職を配置することによる体制強化等を図っていることも踏まえ、教育委員会内で連携等を図りながら、予防的な修繕や計画的な設備更新を推進することが望ましい。		給食施設の予防保全を進めるため、教育委員会事務局内で連携しながら、施設の専門性にも配慮しつつ、学校施設計画で統合的に整備計画を管理することとしました。 (措置済み)

(10) 特別支援教育推進事業

番号	所 管 課	項 目	意見の内容(要旨)	R7.7.20 までの取組等の内容と改善の方針	R8.7.20 までの取組等の内容と改善の方針
46	教育センター	支援教育地域支援整備事業との連携強化について	市では、専門家チームによる巡回相談を行うとともに、学校から依頼があれば大阪府の訪問相談を依頼しているが、府立支援学校による訪問相談に教育センターが同席していない場合、相談支援の対応状況や経過等について、直接的に情報の共有を受けていない。		府立支援学校のリーディングチームが巡回指導した後、学校が当日受けた支援内容やその後の子どもの変容、今後の巡回希望等を市へ報告する報告シートを作成するとともに、提出された報告シートを市から府立支援学校へ提出する仕組み

			府と市のリーディングチームによる連携に加え、必要に応じて府立支援学校と直接コミュニケーションを取り、情報を共有・連携することで、府立支援学校との連携を強化することが望まれる。		みを構築するなど、府立支援学校と連携を強化しました。 (措置済み)
--	--	--	---	--	--------------------------------------

(11) 教育相談事業

番号	所 管 課	項 目	意見の内容(要旨)	R7.7.20 までの取組等の内容と改善の方針	R8.7.20 までの取組等の内容と改善の方針
47	こども・いじめ何でも相談課	子どもに関する情報共有運用の見直しについて	市では、要支援対象者の課題の早期発見・早期対応を目的として「こども情報システム」を導入しているが、保護者の同意が得られた場合のみ他の部署との情報共有ができるという運用となっている。 システム導入の目的及び個人情報保護審議会の答申を踏まえ、保護者や子どもの利益のために必要となった場合には、速やかに情報が共有されるよう運用を見直す必要がある。 また、情報共有の目的を鑑み、共有した情報に基づく関係部署間での連携にかかる運用等についても、合わせて整理・検討することが望ましい。		課題の早期発見・早期対応や支援の充実といった本来の目的に立ち返り、市内部の関連部署間では、法令の範囲内において、保護者の同意を得ることなく支援に必要な情報を速やかに共有する運用へと見直しました。 また、詳細な相談内容等、解釈に細かなニュアンスを要する情報については、文字情報のみによる誤解を防ぐため、担当部署間での直接確認を並行して行うなど、適切かつ迅速に情報共有を行ってまいります。 (措置済み)

(12) スクールソーシャルワーカー活用事業

番号	所 管 課	項 目	意見の内容(要旨)	R7.7.20 までの取組等の内容と改善の方針	R8.7.20 までの取組等の内容と改善の方針
48	教育センター	スクールソーシャルワーカー(SSW)研修効果測定について	市のSSW向け研修は、当初「連絡会」として外部向けに実施されていた経緯もあり、研修の効果測定が行われていない。そのため、研修が資質向上や人材確保にどの程度寄与しているかを把握できず、今後の研修内容の改善やSSWの資質向上、人材確保の強化策について有効性が担保できていない可能性がある。 したがって、参加者へのアンケート等を活用した効果測定を実施するとともに、その結果を定期的に分析し、研修の内容や方法を柔軟に見直すことで、児童生徒への支援体制の充実につなげることが期待できる。		研修受講者への受講アンケートを作成し、研修の内容について評価を実施しました。 (措置済み)

(20) 学校施設計画推進事業

番号	所 管 課	項 目	意見の内容(要旨)	R7.7.20 までの取組等の内容と改善の方針	R8.7.20 までの取組等の内容と改善の方針
49	教育施設課	臨時会議の記録管理について	定例会議の代替である臨時会議の記録が残されていない場合、事業の進捗状況や課題対応の履歴が不明確となり、意思決定や事務の正確性・効率性に支障をきたすおそれがある。また、不参加者への情報共有が適切に行われず、課題や対応策を検証する際に必要な情報が不足し、組織運営の透明性や説明責任が損なわれるリスクも生じる。		令和7年度の組織機構改革により、教育政策課学校運営室と公共建築課営繕室を統合・再編し、教育施設課として一体化したことで、従前の組織間の運用である定例・臨時の会議は現在開催しておりません。教育委員会事務局と市長部局との会議は、適宜開催しており、その会議録を作成し内容を適切に記録・共有しています。

			したがって、臨時会議についても議事録等の記録を適切に作成し、会議内容や課題対応の履歴を体系的に管理する体制を整備すべきである。		(措置済み)
--	--	--	---	--	--------

2. 改善措置等に向け取り組み中の事項

【平成 26 年度】生活保護事業に関する事務の執行について

《意見》地方自治法第 252 条の 38 第2項に基づく意見に対する取り組み等について

1. 生活保護事業の実施体制

番号	所 管 課	項 目	意見の内容(要旨)	R7.7.20 までの取組等の内容と改善の方針	R8.7.20 までの取組等の内容と改善の方針
1	人事課	より適切な生活保護事業執行のための体制整備について	大阪府の訪問調査基準回数に準拠した訪問を実施できていない等、人員不足が市の生活保護事業の執行にとって制約となっている。 市は、長期的にケースワーカーと査察指導員の増員を、当面は面接指導員やアルバイトの増員等、人員体制の整備を図ることが必要である。	令和3年4月に生活支援課の生活困窮者支援に係る業務を地域共生推進課へ移譲し、生活福祉課と生活支援課を統合再編しました。また、計画的にケースワーカーの増員を進めているほか、社会福祉士の資格を持つ福祉職を複数配置し、体制の強化を図っています。職員数の不足については、採用計画に基づき、適正にケースワーカーと査察指導員の配置を実施し、当面は適正な面接指導員や会計年度任用職員の配置を行い、人員体制の整備を図ってまいります。	(同左)

【平成 27 年度】市単費事業に関する事務の執行について

《意見》 地方自治法第 252 条の 38 第2項に基づく意見に対する取り組み等について

(23) 図書館サービスの充実事業

番号	所 管 課	項 目	意見の内容(要旨)	R7.7.20 までの取組等の内容と改善の方針	R8.7.20 までの取組等の内容と改善の方針
1	生涯学習課	公設図書館の運営方法の検討について	より効率的かつ効果的な図書館運営を行っていくには、他自治体の公設図書館の取組みを参考とするとともに、民間事業者のノウハウも積極的に取り入れていくことも重要である。 市は平成 27 年度に開設した龍華図書館において指定管理者制度を導入した。市直営施設においては、指定管理者のノウハウを研究し、より良い取組みは吸収していくとともに、現在の龍華図書館の運営状況や利用者の評価を踏まえて検証した上で、効果が	より効率的かつ効果的な図書館運営を行っていくにあたり、龍華図書館以外の3館のうち特に山本図書館・志紀図書館における指定管理者制度の導入については、人件費高騰の導入効果への影響等も踏まえながら、引き続き検討を進めているところです。	(同左)

			高いとなれば、他の3図書館においても指定管理者による運営について引き続き検討されたい。	
--	--	--	---	--

【平成 28 年度】外郭団体の財務に関する事務の執行及び当該外郭団体の出納その他の事務の執行について

《意見》 地方自治法第 252 条の 38 第2項に基づく意見に対する取り組み等について

(5) 公益社団法人八尾市シルバー人材センター

番号	団体・所管課	項 目	意見の内容(要旨)	R7.7.20 までの取組等の内容と改善の方針	R8.7.20 までの取組等の内容と改善の方針
1	シルバー人材センター 高齢介護課	事務所の整備に必要な資金の確保について	シルバー人材センターは、経年劣化による事務所の老朽化が著しいこと、事業拡大とともに手狭になっていることから、建て替えを含めた整備を検討しており、「特定費用準備資金等取扱規程」に従い整備に必要な資金として平成 27 年度より5年間にわたり年間 16,000 千円ずつ計上する計画としているが、現状としては整備の方法や工事費総額、市との負担関係について決まっていない。 整備の方法や市との負担関係についての市と協議をできるだけ早急に進めて、シルバー人材センターとして整備に必要な資金を計画的に確保するために、どれだけの資金の確保が必要なのかを見積もり、計画的に資金を計上していくべきである。	シルバー人材センターは、事務所建設準備資金積立資産として積み立てを行っており、整備に必要な資金を計画的に確保するため、引き続き、整備のあり方や資金計画について市と協議を行いながら、計画的な資金計上を行ってまいります。 市としては、事務所の老朽化に伴う、建て替えを含めた整備のあり方について、市の公共施設マネジメントの考え方とシルバー人材センターが作成する資金計画等の内容を踏まえシルバー人材センターと協議を行ってまいります。	シルバー人材センターの事務所整備につきましては、令和7年度に市とシルバー人材センター間で協議を行い、土地については市有地を無償貸与し、建設費についてはシルバー人材センターが負担する方向性で進めております。 現在、事業スケジュールや建設規模、概算費用の算定に向けた調整を行っており、今後、これらの詳細が固まり次第、必要となる資金額を見積もり、計画的な資金計上を図られるよう、継続的にシルバー人材センターと協議を進めてまいります。

【令和元年度】高齢者福祉に関する事務の執行について

《意見》 地方自治法第 252 条の 38 第2項に基づく意見に対する取り組み等について

番号	所 管 課	項 目	意見の内容(要旨)	R7.7.20 までの取組等の内容と改善の方針	R8.7.20 までの取組等の内容と改善の方針
1	高齢介護課	キャッシュカードを端末で読み込む方法による口座振替の手続の導入について	国民健康保険料等については、キャッシュカードを窓口を設置している端末に読み込ませる方法により、銀行印なしで口座振替を申し込む方法が採用されているが、介護保険料については、それが採用されていない。 他市における徴収率の増加への寄与の動向や、導入費用・手数料等のコストを踏まえ、上記の方法の導入の是非を検討すべきである。	キャッシュカードによる口座振替の申し込みを実現するためのシステム改修のコストについて、システム全体の改修時期との調整も踏まえて調査しており、他市の動向をふまえ、導入の可否を検討してまいります。	(同左)
2	高齢介護課	税部局等との連携について	現在、介護保険料の滞納については、市税等の他の強制徴収債権を所管する部局等との間で、ノウハウの共有や個別の案件の具体的な照会、その他の情報共有に関する具体的な連携はなされていない。	滞納事案への対応において、滞納者に関しての税部局が把握している資産や収入状況を活用することができるよう、関係課の情報共有を検討してまいります。	(同左)

			滞納者の資産や収入、交渉状況等について、税部局への照会等の方法による情報共有を検討すべきである。		
3	高齢介護課 地域支援室	市が特定の事業者への委託契約を行う方式について	徘徊高齢者探知システム運用業務委託契約は、市が特定の事業者により、GPSによる探知システムの運用を委託し、市が「委託者」となり、事業者により初期費用相当額を委託料として支払うというものである。しかし、利用者と事業者との間では、通常の直接契約するサービス利用者の場合と同様に契約がされており、また、毎月の利用料等について、市は特に補助等を行わないといったことに照らせば、その実質は高齢者や家族がGPSを利用する際の初期費用の補助としての側面が強い。 市が特定の事業者との随意契約による委託という方式により、費用を拠出することは、特定の事業者のみを有利に取り扱うことになり、事業者間の公平という見地から問題がある。初期費用の一定額補助や複数事業者への委託であれば、このような問題は生じない。現行の委託方式の継続の是非を検討されたい。	他市の調査結果や、高齢者あんしんセンター及び実際の利用対象者へのアンケート結果等を踏まえ、有効かつ適切な事業内容について検討を進めております。	国において、通信機能を備えた認知症老人徘徊感知機器の給付対象拡大が進められていることから、その制度改正の動向も踏まえ、現行の委託方式の継続の是非を含め、事業者間の公平性を確保した有効かつ適切な事業内容及び実施方法について検討を進めてまいります。
4	高齢介護課	将来的な事業の方向性について	高齢者住宅等安心確保事業は、大阪府営住宅に生活援助員を派遣し、安否の確認・緊急時の対応等の福祉サービスの提供を行うというものである。しかし、民間の「サービス付き高齢者向け住宅」が急速に増加しており、府市双方が協議の上、事業の継続の必要性やニーズに即した事業のあり方を検討されたい。	大阪府と協議を行いながら、今後の事業のあり方を検討します。	(同左)
5	高齢介護課	老人福祉センターを含めた近隣の公共施設の役割の見直しについて	2か所の老人福祉センターは、築年数が40年を超え老朽化が進んでおり、現状、当該施設を使い続けるにあたっては、多額の修繕費用又は更新(建替)費用が発生するものと想定される。 同じ地域に存在する他の公共施設や公有地等も含めた、地域全体のまちづくりとしてのあり方を検討すべきである。	老朽化等を踏まえた施設の更新整備について、必要な機能を整理した上で、関係課と協議しながら、周辺の公共施設や公有地等も含めた地域全体のまちづくりとして総合的かつ計画的に検討を進めてまいります。	老朽化等を踏まえた施設の更新整備について、必要な機能を整理した上で、関係課と協議しながら、周辺の公共施設や公有地等も含めた地域全体のまちづくりとして総合的かつ計画的に検討を進めてまいります。 なお、桂老人福祉センターにつきましては、「(仮称)八尾市立3館複合施設整備基本計画」の中で、近隣に所在する桂人権コミュニティセンター及び桂青少年会館との複合施設としての整備に向けて整理を進めているところです。
6	高齢介護課	老人福祉センターで実施されている入浴事業	老人福祉センターが設置された40年以上前と比べると、高齢者福祉に求められる役割も変化している。介護予防や社会参加の拠点としての役割など、入浴事業の利用者数の推移、入浴事業の実施コスト、将	入浴事業について、実施コストや他市の状況等を踏まえつつ継続の可否を検討してまいります。	老人福祉センターの入浴事業につきましては、設置から50年が経過し、高齢者福祉に求められる役割が介護予防や社会参加へと変化していること、また、多額の維持更新費用や実施コストを要

		の今後のあり方について	来の維持更新費用、他市の状況なども踏まえ、更に地域全体のまちづくりとして、両老人福祉センターのあり方も踏まえて、入浴事業の継続の可否について検討されたい。		することから、その継続の可否を慎重に検討しております。 なお、桂老人福祉センターにつきましては、「(仮称)八尾市立3館複合施設整備基本計画」の中で、近隣に所在する桂人権コミュニティセンター及び桂青少年会館との複合施設としての整備に向けて入浴事業についても整理を進めているところです。
--	--	-------------	---	--	--

【令和2年度】公の施設のうち指定管理者が管理運営を行うものに関する事務の執行について

《意見》 地方自治法第 252 条の 38 第2項に基づく意見に対する取り組み等について

(16) 八尾市立龍華図書館

番号	所 管 課	項 目	意見の内容(要旨)	R7.7.20 までの取組等の内容と改善の方針	R8.7.20 までの取組等の内容と改善の方針
1	生涯学習課	市立図書館全体への今後の指定管理者制度の導入について	4つの市立図書館について、直営による運営・指定管理者による運営それぞれに、民間のノウハウの活用というメリットと、指定管理者制度による運営の収支構造上のデメリットが存在する。4館(八尾、山本、志紀、龍華)の運営について、直営館と指定管理者運営館とを併存させ、双方でサービスを競い合う、いわゆるハイブリッド型での運営を検討されたい。	より効率的かつ効果的な図書館運営を行っていくにあたり、龍華図書館以外の3館のうち特に山本図書館・志紀図書館における指定管理者制度の導入については、人件費高騰の導入効果への影響等も踏まえながら、引き続き検討を進めているところです。	(同左)

【令和3年度】委託契約に関する事務の執行について

《意見》 地方自治法第 252 条の 38 第2項に基づく意見に対する取り組み等について

(4) 八尾市外国人相談窓口運営業務委託契約

番号	所 管 課	項 目	意見の内容(要旨)	R7.7.20 までの取組等の内容と改善の方針	R8.7.20 までの取組等の内容と改善の方針
1	人権政策課	外国人相談窓口のあり方について	相談窓口について、将来的には、国の交付金事業が終了する時期が来るため、持続可能な方法のもとで、事業目的を実現するためには、サービス水準の見直しや、一定の相談内容には受益者負担を導入するなど、事業のあり方の見直しを検討すべきである。	国の交付金事業が終了することを見据え、対応言語については利用実績を踏まえつつ精査を行いました。 (措置済み) 引き続き、外国人住民間の共助を促す取り組みや受益者負担の検討など、事業のあり方の見直しを行ってまいります。	(同左)
2	人権政策課	今後の契約相手方選定にあたっては競争性を取り入れた方	現在まで2号随契による契約締結がなされてきたが、業務の多くの範囲の再委託がされている状況が見受けられ、競争性を排除していることと矛盾している。遠からぬ時期に、契約相手方の選定にあたり、競	外国人材の受入拡大に対応するため、国の交付金を活用し、外国人支援のノウハウや情報が集約されるような手法を取りつつ、外国人相談窓口体制の整備を進めているところです。	より合理的で効果的な事業となるよう「外国人市民情報提供事業委託」を本業務へ統合しました。

		法とすべきであること	争性・公平性が確保される契約方法(プロポーザル等)を採用すべきである。 なお、今後の ICT 技術の活用見込みなどを踏まえると、これらの技術の活用により長じた業者への委託が予算の有効活用につながる可能性が考えられるため、仕様書を作成する際に、併せて検討されたい。	本業務内の通訳・翻訳業務において、ICT 技術の活用により長じた業者へ業務委託する等、契約の競争性が確保できる方法を検討してまいります。	今後の契約相手方選定にあたっては、ICT 技術の活用により長じた業者への委託など、契約の競争性・公平性が確保できる方法を引き続き検討してまいります。
--	--	------------	---	---	---

(8)八尾市人権啓発事業業務委託契約

番号	所 管 課	項 目	意見の内容(要旨)	R7.7.20 までの取組等の内容と改善の方針	R8.7.20 までの取組等の内容と改善の方針
3	人権政策課 会計課 行政経営改革課	公金外現金の管理方法について	職員が公務として公金外現金を取り扱う場合についての取り扱いルールを制定すべきである。また、委託者側である市の事務担当職員と、受託者側で事務局機能を担う職員が同一であることは、事務について適切なチェックが働きがたいため、それらを担当する職員を分離する等の改善をすべきである。	委託者側である市の事務担当職員と、受託者側で事務局機能を担う職員を別の職員にすることで、チェック機能を維持し、適切な事務処理を実施しております。 また、公金外現金に関する全庁的なルールの作成に向け、他市状況の調査を行い、取り扱いに係るルール作りを進めております。	(同左)

(19)八尾市立中小企業サポートセンター事業業務委託契約

番号	所 管 課	項 目	意見の内容(要旨)	R7.7.20 までの取組等の内容と改善の方針	R8.7.20 までの取組等の内容と改善の方針
4	産業政策課	プロポーザルの活性化について	現在、プロポーザルにより選定された平成 29 年度の契約者と、継続して随意契約を締結している。プロポーザル手続が行われた当時、このように随意契約が継続されるとの明示がなかったが、今後は、プロポーザル時に委託を継続することを予定する期間を明示する、または債務負担行為による複数年契約の活用等を検討されたい。	同一事業者と継続して随意契約を締結している状況について、令和4年度にプロポーザル方式による公募を行い、複数事業者による競争のもと選定を行いました。 委託を継続することを予定する期間を明示することについては、今回の提案内容や事業の実施状況等を踏まえ、次回公募時には明示する方向で検討しております。	令和9年度において、事業者選定のための公募を行うことを検討しており、公募の際には、委託を継続することを予定する期間を明示します。

(22)8種分別・指定袋制に係るごみ袋の製作及び配送業務委託契約

番号	所 管 課	項 目	意見の内容(要旨)	R7.7.20 までの取組等の内容と改善の方針	R8.7.20 までの取組等の内容と改善の方針
5	循環型社会推進課	指定袋制を採用し無償で配付するという委託業務自体のあり方について	大阪府内では、現在、八尾市のみが、指定ごみ袋を無償で配付するという方式を採用している。しかし、この方式は、ごみ袋の製作費用・配送費用のみならず、配送の対象とならない市民への窓口配付や、配送数量の確認等のための人件費のコストが生じている。他の方式を含む方法の選択については、それぞれの諸々のコストや移行のコスト等の考慮を要するところ、ごみ袋に関する制度のあり方を検討する必要がある。	令和6年度に中間見直しを行った八尾市一般廃棄物処理基本計画(ごみ編)において行っている現行の指定袋の効果検証を踏まえつつ、今後のごみ量の推移を注視しながら、指定袋制度のあり方について検討してまいります。	(同左)

(23)道路・水路台帳更新業務委託契約

番号	所 管 課	項 目	意見の内容(要旨)	R7.7.20 までの取組等の内容と改善の方針	R8.7.20 までの取組等の内容と改善の方針
6	土木管財課	契約相手方の固定について	現在、道路台帳等のデータを更新するという業務について、同一事業者への随意契約が継続しており、その前提となるシステムの定期的な更新についても同一事業者への随意契約が継続している。一方で、道路台帳のシステムの更新時に他業者の参入可能性を検討しシステムを見直した場合には、更新業務についても競争が可能となり委託業務のコスト低減につながる可能性がある。入札やプロポーザル、複数者の見積もりを比較したうえでの随意契約等の可否を検討すべきである。 また、他の所管課のシステムとの統合等によるトータルコストの削減についても、更新等に当たって検討すべきと思われる。	令和8年度の道路台帳管理システム更新に向けて、複数事業者の見積書を徴取し、コストについて精査してまいります。 また、システム内の地図情報については、他所属との統合等が可能であるか検討してまいります。	(同左)

【令和4年度】財産の管理及び運用に係る事務の執行について

《監査の結果》 地方自治法第 252 条の 37 第5項に基づく監査の結果に対する措置について

(24)奨学資金貸付基金

番号	所 管 課	項 目	監査の結果(要旨)	R7.7.20 までの取組等の内容と改善の方針	R8.7.20 までの取組等の内容と改善の方針
1	学務給食課	債務者が長期間居所不明になっている債権の不納欠損処理について	過去の当基金からの貸付のうち、貸付を受けたものが居所不明になった債権については、早急に回収可能か検討して、回収不能と判断した場合には不納欠損処理を行うべきと考える。	当該債権が回収可能か判断するため、住民基本台帳の照会や現地調査を行いました。今後は回収の可否を判断し、八尾市債権管理条例等に照らし合わせて適切に処理してまいります。	当該債務者について、現地調査を実施するとともに、住民票・戸籍附票等の公用請求を行い、居所及び資力の確認に努めてまいりました。 現時点では、債務者の状況が八尾市債権管理条例に定める債権放棄事由に該当する状況の確認ができておらず、引き続き関係機関への照会や周辺状況の確認等、債務者の所在調査を進めてまいります。
2	学務給食課	奨学資金貸付基金の名称使用について	当基金を管理目的で使用しているが、基金の名称を使用することは、地方自治法第 241 条に基づく基金と混同し、誤解を招きかねない。したがって、奨学資金貸付基金の名称を使用することは止めるべきである。	当該基金の名称を変更する方向で検討を進めてまいります。	当該基金の名称を変更するなど、対応方法について検討を進めてまいります。

〈意見〉 地方自治法第 252 条の 38 第2項に基づく意見に対する取り組み等について

1. 基金の管理

(共通事項)

番号	所 管 課	項 目	意見の内容(要旨)	R7.7.20 までの取組等の内容と改善の方針	R8.7.20 までの取組等の内容と改善の方針
1	会計課	基金の資金運用に係る運用対象について	基金の効率的運用を行い得るよう、運用対象を預金債権とする場合の運用期間を拡大する規定の見直しを図るべきであるとする。 また、繰替運用や取崩しの想定されない基金の資産については、会計年度内を運用期間とする必要がないため、複数年を運用期間とする預金債権以外の運用対象、例えば債券を運用対象とすることで、運用収益を拡大させることが可能となる。	預金債権の運用期間を拡大する規定の見直しや基金の運用対象については、他市の状況も踏まえ、検討してまいります。	(同左)
2	会計課	資金運用に係る諸規則等の整備について	現在の超低金利情勢においては、資産の効率的活用という視点から債券への投資も選択肢のひとつとして検討すべき事項であり、そのためには、「八尾市債券運用基準」の再整備を行い、併せて基金の活用計画を策定し、具体的な資金運用を検討していくべきであるとする。	債券運用基準の再整備や基金の活用計画の策定については、他市の状況も踏まえ、検討してまいります。	(同左)

(個別事項)

(21) 高井道子公園基金

番号	所 管 課	項 目	意見の内容(要旨)	R7.7.20 までの取組等の内容と改善の方針	R8.7.20 までの取組等の内容と改善の方針
3	土木管財課	基金の活用方針の策定について	当面は、現在の資金残高を取り崩すことで、設備や安全な環境を維持・継続させることができるが、資金がなくなる時期を見据え、基金残高が十分にある現時点において、将来的な高井道子公園のあり方を検討し、財源となっている当基金の活用方針を策定することが必要と考える。	基金を活用している公園維持管理コストの検証や将来的な高井道子公園のあり方について検討してまいります。	(同左)

(23) 奨学基金

番号	所 管 課	項 目	意見の内容(要旨)	R7.7.20 までの取組等の内容と改善の方針	R8.7.20 までの取組等の内容と改善の方針
4	学務給食課	奨学基金のあり方、活用計画の策定について	当基金からの事業費充当は運用利息のみで賄う方針としているため、奨学金事業費の財源は一般会計で補填を受けているが、ふるさと納税による積立分を運用原資に回さず事業費に充当すれば、一般会計からの補填は不要となる。または、基金の積立目標など	奨学金事業費の財源について見直しを行い、令和5年度予算においては、一般会計からの補填は行わず、運用利息とふるさと納税による積立分を充当することとしました。	奨学金事業費の財源については、令和5年度以降、一般会計からの補填は行わず、運用利息とふるさと納税による積立分を充当することとしています。

			の計画を立て、積立目標達成までは引き続き寄附金を奨学基金の運用原資とすることも考えられる。 したがって、ふるさと納税による寄附金の増加という環境変化の中、奨学基金の将来のあり方を検討し、中長期計画として定めるべきと考える。	引き続き、寄附金等の財源の変化に対応するため、中長期計画の策定について検討してまいります。	引き続き、本基金のあり方等を含め検討してまいります。
--	--	--	---	--	-----------------------------------

(24) 奨学資金貸付基金

番号	所 管 課	項 目	意見の内容(要旨)	R7.7.20 までの取組等の内容と改善の方針	R8.7.20 までの取組等の内容と改善の方針
5	学務給食課	利用実績の乏しい貸付事業の廃止について	当基金による貸付制度は、大阪府育英会入学貸付金の制度と重複しており、利用実績からかんがみても、八尾市の貸付制度の役割は全うしたと考える。したがって、奨学貸付事業は廃止するべきである。 なお、貸付事業廃止までに、大阪府育英会入学貸付金の制度や八尾市の奨学金給付制度の周知方法等に市として課題がないかなど分析・検討し、利用予定者の不利益にならないような取り組みを行うことが望まれる。	利用予定者の不利益とならないよう、貸付事業を廃止する場合の市としての課題について分析・検討してまいります。	(同左)
6	学務給食課	債務者が居所不明になった場合の債権の管理体制の整備について	長期の間、居所不明となっている未償還金に対して、回収への取り組み、不納欠損に向けた手続きがなされていなかったことを踏まえて、居所不明になった場合の未償還金の取り扱いなど、当貸付事業の回収事務についてルールを整備すべきと考える。	当該債権の管理体制について見直しを行ってまいります。	(同左)

(25) 三好萬次奨学基金

番号	所 管 課	項 目	意見の内容(要旨)	R7.7.20 までの取組等の内容と改善の方針	R8.7.20 までの取組等の内容と改善の方針
7	学務給食課	基金の活用方法について	元本を維持し運用益を活用する方法は、安定的かつ継続的な運用に資するものとして、条例制定当時においては適当であったと考えられるが、現状においては、十分な活用方法とは言いがたい。 趣意書には、元本を維持することまでは明記されていないことから、当基金の活用方法については改めて検討するべきと考える。	当該基金の活用方法については、改めて検討してまいります。	(同左)

(26) 杉本久仁一こども食育支援基金

番号	所 管 課	項 目	意見の内容(要旨)	R7.7.20 までの取組等の内容と改善の方針	R8.7.20 までの取組等の内容と改善の方針
8	学務給食課	基金を財源に実施する事業の有効性評価と基金の活用方針の策定について	寄附の目的である子どもの食育を充実させるためには、現在実施している学校食育推進業務委託事業の有効性評価を行ったうえで、基金の活用方針を定め、他の事業への活用を含め、さらなる基金の有効活用をするべく、活用方法の拡充を進めることが望まれる。	現在実施している委託事業の有効性評価を行うとともに、他の事業への活用など、基金を有効活用できるよう検討してまいります。	(同左)

9	学務給食課	学校食育推進業務委託事業における欠食児童等に対する食事提供費用の精算方法について	毎年 2,500 千円が学校食育推進業務委託事業の予算として事業費に充当されているが、委託費の上限が決まっていると、委託費の上限までしか支援を行わないことから児童等に対して必要な支援が行き届かないといったことが生ずる可能性は否定できない。 欠食児童等に対する食事提供については実績払いとする契約を締結するべきと考える。	学校食育推進業務委託事業について、欠食児童等に対する支援を適切に行うことができるよう、委託費の支払い方法を見直してまいります。	(同左)
---	-------	--	--	---	------

【令和5年度】産業振興、雇用創出及び観光振興に係る事務の執行について

《意見》 地方自治法第 252 条の 38 第2項に基づく意見に対する取り組み等について

(4)オープンイノベーション推進事業

番号	所 管 課	項 目	意見の内容(要旨)	R7.7.20 までの取組等の内容と改善の方針	R8.7.20 までの取組等の内容と改善の方針
1	産業政策課	市が賃料負担をする「みせるばやお」の施設の立地について	現在の立地に「みせるばやお」の施設があることで、どれだけ地域のにぎわいを創出できたのか評価する必要がある。その結果を踏まえて今後も現在地にて運営する必要があるのか、一定期間ごとに検討する体制を整備するべきと考える。 また、仮に十分に地域がにぎわっている場合であっても、このままにぎわい創出のため市が賃借料を負担し続ける必要があるか検討することは必要である。	当該施設によりどれだけ地域のにぎわいを創出できたのかを把握するため、評価の方法について検討してまいります。	(同左)

(10)無料職業紹介事業

番号	所 管 課	項 目	意見の内容(要旨)	R7.7.20 までの取組等の内容と改善の方針	R8.7.20 までの取組等の内容と改善の方針
2	労働支援課	八尾市おしごとナビのあり方について	増加傾向にある登録企業数や求人登録数に対して求職者数が増加していない現状は、近年の労働力人口の減少や完全失業者数の減少という社会環境に起因している可能性があり、事業者の人材確保支援ツールとして機能しているのか検証が必要と考える。また、設置の経緯から特に女性の求職者にとって有用なサイトとなっているのか検証が必要である。 検証の結果、求人検索数及び就職者数が増加しないのであれば、あり方について検討するべきである。	令和7年4月にサイトのリニューアルを行い、女性も含めた求職者にとってより有用なサイトとなるように、運用の見直しとともに広報の取り組みを進めているところです。	従来の女性を主たる対象とした掲載求人の枠組みを広げ、閲覧件数の増加を図りました。引き続き、人材確保支援ツールとして機能するよう運用を見直ししながら、さらなる利用促進に向け、広報の取り組みを進めてまいります。

(11)ダイバーシティ経営推進事業

番号	所 管 課	項 目	意見の内容(要旨)	R7.7.20 までの取組等の内容と改善の方針	R8.7.20 までの取組等の内容と改善の方針
3	労働支援課	八尾市中小企業勤労者福祉サービスセンターについて	将来的にセンターが自主運営できる組織となるよう、会員数の増加に努めていく必要がある。 また、利用者ニーズの高いところにサービスを集中することで、民間事業者との差別化を図るとともに、最	会員数増加の取り組み及び自主運営に向けた組織となるよう、事業計画作成等について協議・指導しているところです。	会員数増加の取り組み及び自主運営に向けた組織となるよう、市とセンターが協議のうえ令和7年度に策定した事業改善計画をもとに、進捗状況

			最終的には自主運営できる事業計画が立てられるように市は指導するなど、八尾市共済センターへの関与の仕方を見直す必要があると考える。 さらに、運営費補助との費用対効果等が見込めない場合は、八尾市共済センターのあり方を見直す必要があると考える。		等についての確認を行いながら、必要に応じて協議・指導を行っているところです。
--	--	--	---	--	--

(12) 観光魅力創造事業

番号	所 管 課	項 目	意見の内容(要旨)	R7.7.20 までの取組等の内容と改善の方針	R8.7.20 までの取組等の内容と改善の方針
4	観光・文化財課	八尾市フィルムコミッション事業の事業計画について	まずは「長期事業計画」または「長期ビジョン」で、10年後もしくはさらに遠い未来にめざす姿をまとめて活動指針としたうえで、この「長期事業計画」または「長期ビジョン」を実現するために3年から5年程度で実施すべきことを示す「中期事業計画」を定めることが望まれる。	当該事業は観光魅力創造事業における一つの事業として、市の実施計画において位置付けや進捗管理を行っておりますが、当該事業の方針や方向性について、今後、検討してまいります。	(同左)
5	観光・文化財課	共催イベントのリスク管理について	「共催」の場合「後援」と比べ、事故、法令違反等などがあつた場合、市の責任が強く問われる。 したがって、想定される事故・法令違反等の発生可能性、発生した場合の市の責任の範囲を検討したうえで、共催の可否を決定すること、及び共催相手との責任関係を明確にしておくことが必要である。	令和6年度の共催において、後援名義申請と同様の誓約事項を定めた誓約書の提出を義務づけて実施しました。 また、今後の共催においては、共催相手との責任範囲や責任関係を明確にしたうえで実施してまいります。	(同左)

(13) 八尾河内音頭まつり振興事業

番号	所 管 課	項 目	意見の内容(要旨)	R7.7.20 までの取組等の内容と改善の方針	R8.7.20 までの取組等の内容と改善の方針
6	観光・文化財課	八尾河内音頭まつりのあり方について	八尾河内音頭まつりの運営資金となっている当事業の補助金や委託費等実費に加えて、市職員の関与にかかるコストも集計して、当事業の効果を分析する必要がある。そして、補助金の規模や市職員の関与度が、八尾河内音頭まつりの開催規模や運営方法に大きく影響を及ぼすことを踏まえて、八尾河内音頭まつりのあり方自体を検討することが必要になると考える。	まつりの開催に伴い発生している市のコストを集計する方法や事業効果の分析方法について、検討してまいります。	(同左)

(16) 観光振興の計画について

番号	所 管 課	項 目	意見の内容(要旨)	R7.7.20 までの取組等の内容と改善の方針	R8.7.20 までの取組等の内容と改善の方針
7	観光・文化財課	観光振興の計画策定について	新型コロナウイルス感染症の流行の前後で、人の流れや観光に求めるものが変わった可能性もあるが、そのような環境変化があるときこそ、観光関連の事業を進め、実行戦略を策定するうえで拠り所となる観光振興計画を策定し、環境変化に合わせて計画を見直しながら、毎年の実施計画を定めていくことが望まれる。	新型コロナウイルス感染症の流行前後において、観光を取り巻く環境に大きな変化があつた中で、今後の社会情勢等を注視しつつ、あらためて観光振興計画策定の必要性を検討してまいります。	大阪・関西万博後の社会情勢等を注視しつつ、あらためて観光振興計画策定の必要性を検討してまいります。

【令和6年度】子ども・子育て支援施策に係る事務の執行について

《意見》 地方自治法第 252 条の 38 第2項に基づく意見に対する取り組み等について

(個別事項)

(6) 成長手帳の配布

番号	所 管 課	項 目	意見の内容(要旨)	R7.7.20 までの取組等の内容と改善の方針	R8.7.20 までの取組等の内容と改善の方針
1	こども施設運営課	八尾っ子・せいちょうぶつくの内容の見直しについて	八尾っ子・せいちょうぶつくの更新プロセスについては、掲載されている資料の更新の要否についての確認のみで、構成やコンテンツ内容自体の見直しは行われていなかった。八尾っ子・せいちょうぶつく自体が現在の利用者にとって有益なものに更新されていなければ、事業の成果や効果を最大化することは困難である。 効率性・有効性の観点から、アンケート調査等を実施し、現在の利用者のニーズにもとづいた資料構成やコンテンツ内容自体の見直しが望まれる。	今後、利用者のニーズ把握に努め、八尾っ子・せいちょうぶつくのあり方について検討を進めます。	(同左)
2	こども施設運営課	八尾っ子・せいちょうぶつくに記載されている統計資料について	令和5年度に配布された八尾っ子・せいちょうぶつくには、2000 年度の統計資料が掲載されていた。一般的に、利用者は最新の統計資料が掲載されていると考えるため、最新の統計資料に更新するべきである。今後の更新においては、常に最新の統計資料を掲載することとし、次回更新時には留意されたい。	資料の有用性を考慮し、情報の更新に留意します。また、八尾っ子・せいちょうぶつくのあり方についても検討を進めます。	(同左)

(13) 施設型給付・指導事業

番号	所 管 課	項 目	意見の内容(要旨)	R7.7.20 までの取組等の内容と改善の方針	R8.7.20 までの取組等の内容と改善の方針
3	保育・こども園課	保育・教育施設からの給付費申請システムの導入について	担当課における施設型給付に係る煩雑な事務負担を削減するため、請求関係書類のチェック作業が最小限となるような仕組みを導入することが望ましい。システム導入といった方策を含め、費用対効果を勘案の上、業務効率化を図るべきである。	施設型給付費に係る事務に関しては、国において令和8年度よりシステム導入が予定されているため、そのシステムを活用し業務効率化を図ってまいります。	施設型給付費に係る事務に関しては、令和8年度から導入される国のシステムを活用予定でしたが、国の事務に遅れが生じているため、システムが導入され次第、そのシステムを活用し業務効率化を図ってまいります。

(15) 病児保育事業

番号	所 管 課	項 目	意見の内容(要旨)	R7.7.20 までの取組等の内容と改善の方針	R8.7.20 までの取組等の内容と改善の方針
4	保育・こども園課	病児保育施設の整備について	担当課は、病児保育施設数を増やしていく方針であるが、病児保育施設の整備にあたっては病児保育に対する利用者のニーズをより十分に把握し、現状の施設数の十分性や必要となる施設数について検討し、利用者のニーズを満たすキャパシティを有する病児保育施設を整備することが望まれる。	病児保育施設については、ニーズを把握し、必要となる施設数を検討してまいります。また、新たな施設の整備に向けては、実施意向のある事業者と具体的な協議を進めてまいります。	病児保育施設については、ニーズを把握し、必要となる施設数を検討してまいります。また、新たな施設の整備に向けては、令和8年度中の開設に向け実施意向のある事業者と協議を進めているところです。

【令和7年度】学校教育に係る財務事務の執行について

《監査の結果》 地方自治法第 252 条の 37 第5項に基づく監査の結果に対する措置について

(共通事項)

(1) 現地調査に係るもの

番号	所 管 課	項 目	意見の内容(要旨)	R7.7.20 までの取組等の内容と改善の方針	R8.7.20 までの取組等の内容と改善の方針
1	教育政策課	学校徴収金の計上漏れについて	学校徴収金について、要綱の規定と異なる処理をしている事例があった。 学校徴収金事務担当者は要綱に従い、年度末日までに発生した学校徴収金の収入・支出は当該年度の収支として金銭出納簿に計上すべきである。		年度末日までに発生した学校徴収金の収入・支出を当該年度の収支として金銭出納簿に計上することについて、事務担当者会議等を通じて周知徹底を図り、適正な会計処理の確保に努めてまいります。

(個別事項)

(1) 小学校給食管理運営業務

番号	所 管 課	項 目	意見の内容(要旨)	R7.7.20 までの取組等の内容と改善の方針	R8.7.20 までの取組等の内容と改善の方針
2	学務給食課	調理用備品の現在高調査について	調理用備品の現在高調査を課が独自に作成した設備台帳を用いて実施しているが、当該台帳にはすべての備品が網羅的に記載されていない状況であった。 管理すべき全備品が網羅された備品台帳を整備し、これをもとに現在高調査を実施すべきである。		管理すべき全備品が網羅された備品台帳を整備していくなど、対応方法について検討してまいります。

(2) 児童生徒等及び教職員の保健管理、環境衛生業務

番号	所 管 課	項 目	意見の内容(要旨)	R7.7.20 までの取組等の内容と改善の方針	R8.7.20 までの取組等の内容と改善の方針
3	学務給食課	備品の現在高調査について	学校に設置している AED 等の備品については、状況に変化があった場合にのみ報告する旨の書面を学校へ送付しているにとどまっている。 状況に変化がない場合であっても、備品の現在高調査を適切に実施すべきである。		令和8年度から状況変化の有無にかかわらず、毎年度、時期を定めて全校の AED 等の備品現況を確認する運用を予定してまいります。

〈意見〉 地方自治法第 252 条の 38 第2項に基づく意見に対する取り組み等について

(共通事項)

(1)複数部署にまたがるもの等

番号	所 管 課	項 目	意見の内容(要旨)	R7.7.20 までの取組等の内容と改善の方針	R8.7.20 までの取組等の内容と改善の方針
1	教育政策課	手書きの出勤簿の見直しについて	紙の出勤簿による勤怠管理は、計算ミスが生じるリスクや事務負担の増大、正確性・経済性の低下が懸念される。 カードリーダーの導入や、勤務時間入力用パソコンの設置など、電子化を進めて効率的かつ正確な勤怠管理システムへの移行を検討・推進すべきである。		紙の出勤簿による勤怠管理については、市費職員の勤怠管理の電子化を推進するため、既存システムの活用やカードリーダーの設置等を検討してまいります。
2	教育政策課	人事関連業務の役割分担整理について	教育委員会の人事関連業務が教育政策課と各所属で分散していることは、事務処理の重複や連絡の煩雑化を招き、事務の合规性や効率性の観点からも課題がある。 人事関連業務の役割分担を整理し、事務の正確性や効率性の向上を図るべきである。		人事関連業務の正確性の向上と効率化をめざし、専門的な事務の教育政策課への集約化や各学校での実施範囲の明確化など、教育委員会事務局の人事関連業務実務上の課題整理を進めてまいります。

(2)現地調査に係るもの

番号	所 管 課	項 目	意見の内容(要旨)	R7.7.20 までの取組等の内容と改善の方針	R8.7.20 までの取組等の内容と改善の方針
3	教育政策課	「校内会計監査におけるチェックポイント(例)」の様式改訂について	現地調査を行った一部の学校では、校内監査の際に複数名によるチェックがなされていなかった。 ダブルチェックの必要性が一目でわかるよう、「校内会計監査におけるチェックポイント(例)」の様式を改訂し、マニュアルの内容を充実させるべきである。		校内会計監査の実効性を高めるため、「校内会計監査におけるチェックポイント(例)」を改訂し、複数名による確認結果の記入欄や署名欄を設けるとともに、マニュアルへ反映させ、ダブルチェック体制を強化するよう検討してまいります。
4	教育政策課	校内監査実施頻度の見直しについて	校内監査について、学校徴収金等取扱要綱に規定された回数より多く実施している学校があった。 実施頻度については、教職員の負担軽減や市民の公平性の確保といった観点も踏まえ、監査の目的が十分達成できる範囲で見直しを検討することが望ましい。		教職員の負担軽減と監査の質の確保を両立させるため、学校徴収金等取扱要綱に基づき、監査目的が達成できる適正な実施頻度(年1回以上)とするよう各学校へ周知徹底してまいります。
5	教育政策課	高額契約時の見積取得について	見積取得が1社のみの場合、業者間の価格競争が働かず、契約条件の妥当性や経済性の確保が不透明となるリスクが生じる。 複数の見積取得が困難な場合には、他校の類似事例や過去の契約実績等を参考にすることを有効な手段とし、業者選定委員会において価格や契約条件の妥当性について慎重に検討することが望ましい。		契約の妥当性と経済性を確保するため、複数者からの見積取得が困難な場合には、他校の類似事例や過去の契約実績との比較、業者選定委員会での慎重な審議を行うよう指導を徹底し、適正な契約執行に努めてまいります。

6	教育政策課	義務教育学校設置効果の評価について	義務教育学校の設置目的である教育活動の連続性・一貫性の確保や教育効果の向上といった重要な成果が、十分に検証・可視化されていない状況にある。 義務教育学校制度の有効性を総合的に検証するため、多角的な評価体制の構築や評価指標の設定を行い、効果を継続的にモニタリングする体制を整備すべきである。		義務教育学校における教育効果を客観的に確認できるよう、まずは現在の評価指標や既存データの収集状況を精査し、どのような項目が有効な指標となり得るかについて、研究を進めてまいります。
7	教育政策課	勤怠管理データの分析・活用について	勤怠管理システムによって蓄積されるデータは、教職員の健康を守るとともに、学校運営を改善し教育の質を向上させるための重要な経営資源であるが、単なる在校時間の記録・監視に留まり、組織全体での効果的な活用や業務改善に結び付いていない状況が見受けられる。 教職員一人ひとりの心身の健康と持続可能な教育環境の構築に向け、月別・職位別や学年・学級担任別、特定の行事時期等、学校経営の改善に直結する多角的な分析の視点を体系化し、各学校の管理職等に共有するなど、勤怠管理データの活用を全所属学校で推進するための具体的な支援策を講じるべきである。		勤怠管理データを学校運営の改善につなげるため、教育委員会事務局が主導し、月別・職位別などの多角的な分析視点を体系化した標準的な分析ツール(エクセル等)の開発・提供が可能か、研究してまいります。

(個別事項)

(1) 学力向上推進事業

番号	所 管 課	項 目	意見の内容(要旨)	R7.7.20 までの取組等の内容と改善の方針	R8.7.20 までの取組等の内容と改善の方針
8	学校教育推進課	事務事業評価における評価指標の見直しについて	現行の指標は、主に学力テストの平均点や学習習慣の定着度に限定されており、事業の主要な活動に対する指標が十分に網羅されていない。 また、指標の内容や算定方法が不明確であり、事業成果を十分に把握できていない状況である。 事業目的に直結する指標を導入し、定量的な成果と定性的な成果をバランスよく設定することで、より実効性の高い評価と事業改善につなげることが重要である。		評価指標について、実施計画策定期間も勘案しながら、より実効性のある指標となるよう検討を進めてまいります。
9	学校教育推進課	事務事業評価における効率性評価について	現行の効率性評価は、具体的な数値や成果指標が明示されていないため、効率性の評価根拠が不明瞭である。		効率性評価について、事業成果と事業経費の関係やコスト削減の観点から具体的な評価が行えるよう、評価方法の見直しを現在検討しています。

			効率性評価においては、事業成果と事業経費との関係のほか、コスト削減や資源の有効活用の具体的な取り組みなど、定量的な分析や根拠が必要である。		
--	--	--	---	--	--

(2) 英語教育推進事業

番号	所 管 課	項 目	意見の内容(要旨)	R7.7.20 までの取組等の内容と改善の方針	R8.7.20 までの取組等の内容と改善の方針
10	学校教育推進課	事務事業評価における評価指標の見直しについて	現行の指標は、学力テストの平均点に限定されており、事業の主要な活動に対する指標が十分に網羅されていない。 また、指標の内容や算定方法が不明確であり、事業成果を十分に把握できていない状況である。 事業目的に直結する指標を導入し、定量的な成果と定性的な成果をバランスよく設定することで、より実効性の高い評価と事業改善につなげることが重要である。		評価指標について、実施計画策定時期も勘案しながら、より実効性のある指標となるよう検討を進めてまいります。
11	学校教育推進課	事務事業評価における効率性評価について	現行の効率性評価は、具体的な数値や成果指標が明示されていないため、効率性の評価根拠が不明瞭である。 効率性評価においては、事業成果と事業経費との関係のほか、コスト削減や資源の有効活用の具体的な取り組みなど、定量的な分析や根拠が必要である。		効率性評価について、事業成果と事業経費の関係やコスト削減の観点から具体的な評価が行えるよう、評価方法の見直しを現在検討しています。

(3) 小中一貫教育推進事業

番号	所 管 課	項 目	意見の内容(要旨)	R7.7.20 までの取組等の内容と改善の方針	R8.7.20 までの取組等の内容と改善の方針
12	教育センター	事務事業評価における評価指標の見直しについて	現行の指標は、児童生徒の意識調査に依拠しているため、事業の直接的な効果や教職員の研修・交流の成果、地域・保護者への情報発信の影響など、事業目的に直結する定性的な側面が十分に評価されていない。 事業目的に直結する指標を導入し、定量的な成果と定性的な成果をバランスよく設定することで、より実効性の高い評価と事業改善につなげることが重要である。		事業目的に直結する指標について検討してまいります。
13	教育センター	事務事業評価における効率性評価について	現行の効率性評価は、具体的な数値や成果指標が明示されていないため、効率性の評価根拠が不明瞭である。 効率性評価においては、事業成果と事業経費との関係など、定量的な分析や根拠が必要である。		評価根拠が明確になるよう、数値に基づいた定量的な分析について、検討してまいります。

(4)子どもが輝く学校づくり総合支援事業

番号	所 管 課	項 目	意見の内容(要旨)	R7.7.20 までの取組等の内容と改善の方針	R8.7.20 までの取組等の内容と改善の方針
14	学校教育推進課	事務事業評価における評価指標の見直しについて	現行の指標は、事業の実施状況や活動の有無を測るものが中心となっており、事業の本来の目的である児童生徒の成長や地域との連携による教育効果、学校の特色化といった成果に直結する指標が十分に設定されているとは言い難い。 事業目的に直結する指標を導入し、定量的な成果と定性的な成果をバランスよく設定することで、より実効性の高い評価と事業改善につなげることが重要である。		評価指標について、実施計画策定期も勘案しながら、より実効性のある指標となるよう検討を進めてまいります。
15	学校教育推進課	事務事業評価における効率性評価について	現行の効率性評価は、具体的な数値や成果指標が明示されていないため、効率性の評価根拠が不明瞭である。 効率性評価においては、事業成果と事業経費との関係のほか、コスト削減や資源の有効活用の具体的な取り組みなど、定量的な分析や根拠が必要である。		効率性評価について、事業成果と事業経費の関係やコスト削減の観点から具体的な評価が行えるよう、評価方法の見直しを現在検討しています。

(5)学校図書館活用推進事業

16	学校教育推進課	事務事業評価における評価指標の見直しについて	現行の指標は、一部の定量的指標のみが設定されており、事業の主要な活動に対する指標が十分に網羅されていない。 事業目的に直結する指標を導入し、定量的な成果と定性的な成果をバランスよく設定することで、より評価の実効性を高め、今後の事業改善につなげることが重要である。		評価指標について、実施計画策定期も勘案しながら、より実効性のある指標となるよう検討を進めてまいります。
17	学校教育推進課	事務事業評価における効率性評価について	現行の効率性評価は、定性的な記述にとどまっており、具体的な数値や根拠が十分に示されていない。 効率性評価においては、事業成果と経費の関係のほか、コスト削減の具体的な取り組みなど、定量的な分析や根拠が必要である。		評価指標について、実施計画策定期も勘案しながら、より実効性のある指標となるよう検討を進めてまいります。

(6)教育振興基本計画推進事業

番号	所 管 課	項 目	意見の内容(要旨)	R7.7.20 までの取組等の内容と改善の方針	R8.7.20 までの取組等の内容と改善の方針
18	教育政策課	民間プール活用による水泳授業の実施時期について	水泳授業の実施時期は自校プールを利用する学校と同様に慣例的に夏季期間に限定されており、屋内温水プールの利点が十分に活かされていない状況にある。 民間プール活用の目的を、単なる「施設代替」から「教育効果の最大化と運営の最適化」へと再定義することで、より多くのメリットを享受できると考えられる。		通年利用が可能な民間プールの利点を活かすため、他市の事例等も参考にしながら、現行の実施時期を見直すことによる教育効果や実務上の課題について研究してまいります。

			まずは、民間プール活用の実施時期拡大を検討し、将来的には対象校の拡大も視野に入れることが望まれる。		
19	教育政策課	事務事業評価における評価指標の見直しについて	本事業では、多岐にわたる活動を展開しているが、現行の指標は、「八尾市教育委員会点検・評価報告書に対する学識経験者への意見聴取回数」のみが設定されており、その他の主要な活動に対する指標が十分に網羅されていない。 事業目的に直結する指標を導入し、定量的な成果と定性的な成果をバランスよく設定することで、より実効性の高い評価と事業改善につなげることが重要である。		事業の多角的な成果を適切に測定できるよう、現行の指標に加え、教育振興基本計画の各施策の進捗率や、民間プール活用の実施校数、部活動改革の実施状況など、事業目的に直結する指標の設定ができるかについて研究してまいります。
20	教育政策課	事務事業評価における効率性評価について	事業費の急激な増加にもかかわらず、効率性評価が一律の評価となっていることは、評価の妥当性・客観性に課題があると考えられる。 今後は事業費の推移と成果の関係を定量的に把握し、コストパフォーマンス指標を導入することで、効率性評価の妥当性・透明性を高めることが重要である。		事業費の増加に対する説明責任を果たすため、新規・拡充要素(民間プール活用や部活動改革等)に応じた要因分析を行うとともに、コストと成果の関係を明確にするためのコストパフォーマンス指標の導入について研究してまいります。

(7) 小学校給食管理運営業務

番号	所 管 課	項 目	意見の内容(要旨)	R7.7.20 までの取組等の内容と改善の方針	R8.7.20 までの取組等の内容と改善の方針
21	学務給食課	事務事業評価における評価指標の見直しについて	現行の指標は、事業の主要な活動に対する指標が十分に網羅されていない。 事業目的に直結する指標を導入し、定量的な成果と定性的な成果をバランスよく設定することで、評価の実効性を高め、今後の事業改善につなげることが重要である。		事業目的に直結する指標を追加し、衛生・安全管理に係る事故発生件数や提供日数等の定量的指標と、給食の満足度等の定性的指標を組み合わせた評価の仕組みを検討してまいります。

(8) 中学校給食管理運営業務

番号	所 管 課	項 目	意見の内容(要旨)	R7.7.20 までの取組等の内容と改善の方針	R8.7.20 までの取組等の内容と改善の方針
22	学務給食課	事務事業評価における評価指標の見直しについて	現行の指標は、事業の実施状況や提供数を測るものが中心となっており、事業の本来の目的に直結する指標が十分に設定されているとは言い難い。 事業目的に直結する指標を導入し、定量的な成果と定性的な成果をバランスよく設定することで、より実効性の高い評価と事業改善につなげることが重要である。		事業目的に直結する指標を追加し、衛生・安全管理に係る事故発生件数や提供日数等の定量的指標と、給食の満足度等の定性的指標を組み合わせた評価の仕組みを検討してまいります。

(9) 児童生徒等及び教職員の保健管理、環境衛生業務

番号	所 管 課	項 目	意見の内容(要旨)	R7.7.20 までの取組等の内容と改善の方針	R8.7.20 までの取組等の内容と改善の方針
23	学務給食課	事務事業評価における評価指標の見直しについて	現行の指標は、一部の定量的指標のみが設定されており、事業目的の達成状況は把握できない。 事業目的に直結する指標を導入し、定量的な成果と定性的な成果をバランスよく設定することで、より評価の実効性を高め、今後の事業改善につなげることが重要である。		事業評価指標については、事業目的に直結する定性的指標の設定可能性を検討するとともに、定量的・定性的側面をバランスよく捉えられるよう、評価指標の見直しを検討してまいります。
24	学務給食課	事務事業評価における効率性評価について	現行の効率性評価は、定性的な記述にとどまっており、具体的な数値や根拠が十分に示されていない。 今後は、コストの側面も考慮した指標を導入することで、効率性評価の妥当性・透明性を高めることが望まれる。		コストの側面を考慮した指標の設定可能性を検討するとともに、効率性の評価について、より実効性のある評価指標となるよう検討してまいります。

(10) 特別支援教育推進事業

番号	所 管 課	項 目	意見の内容(要旨)	R7.7.20 までの取組等の内容と改善の方針	R8.7.20 までの取組等の内容と改善の方針
25	教育センター	事務事業評価における評価指標の見直しについて	現行の指標は、一部の定量的指標のみが設定されており、事業の主要な活動に対する指標が十分に網羅されていない。 事業目的に直結する指標を導入し、定量的な成果と定性的な成果をバランスよく設定することで、より評価の実効性を高め、今後の事業改善につなげることが重要である。		事業目的に直結する指標について検討してまいります。
26	教育センター	事務事業評価における効率性評価について	現行の効率性評価は、定性的な記述にとどまっており、具体的な数値や根拠が十分に示されていない。 また、定量的な分析や根拠が示されていないため、事業運営の効率性を客観的に評価することが困難である。 決算額の推移と事業の内容を関連付けて分析し、効率性評価の透明性と説得力を高める必要がある。		評価根拠が明確になるよう、数値を用いた定量的な分析について検討してまいります。

(11) 教育相談事業

番号	所 管 課	項 目	意見の内容(要旨)	R7.7.20 までの取組等の内容と改善の方針	R8.7.20 までの取組等の内容と改善の方針
27	教育センター	事務事業評価における評価指標の見直しについて	現行の指標は、事業の主要な活動に対する指標が十分に網羅されていない。 事業目的に直結する指標を導入し、定量的な成果と定性的な成果をバランスよく設定することで、評価の実効性を高め、今後の事業改善につなげることが重要である。		事業目的に直結する指標について検討してまいります。

28	教育センター	事務事業評価における評価点付与方法の見直しについて	実績値が年度によって変動しているにもかかわらず、評価点に十分反映されていない。 評価点の根拠が定量的な指標の達成度と十分に連動していないことが一因と考えられるので、今後は、設定した指標の達成度に基づき、より客観的かつ透明性の高い評価点付与方法へと見直すことが望まれる。		評価根拠が明確になるよう、数値を用いた定量的な分析について、検討してまいります。
----	--------	---------------------------	---	--	--

(12) スクールソーシャルワーカー活用事業

番号	所 管 課	項 目	意見の内容(要旨)	R7.7.20 までの取組等の内容と改善の方針	R8.7.20 までの取組等の内容と改善の方針
29	教育センター	事務事業評価における評価指標の見直しについて	現行の指標は、事業の主要な活動に対する指標が十分に網羅されていない。 事業目的に直結する指標を導入し、定量的な成果と定性的な成果をバランスよく設定することでより評価の実効性を高め、今後の事業改善につなげることが重要である。		事業目的に直結する指標について検討してまいります。
30	教育センター	事務事業評価における評価点付与方法の見直しについて	実績値が年度によって変動しているにもかかわらず、評価点に十分反映されていない。 評価点の根拠が定量的な指標の達成度と十分に連動していないことが一因と考えられるので、今後は、設定した指標の達成度に基づき、より客観的かつ透明性の高い評価点付与方法へと見直すことが望まれる。		評価根拠が明確になるよう、数値を用いた定量的な分析について検討してまいります。

(13) 就学援助事業

番号	所 管 課	項 目	意見の内容(要旨)	R7.7.20 までの取組等の内容と改善の方針	R8.7.20 までの取組等の内容と改善の方針
31	学務給食課	事務事業評価における評価指標の見直しについて	現行の指標は、単純に数値が増加することが事業の成果や効果を示すものではなく、また経済状況や社会情勢によって変動するため、事業の達成状況を直接的に示す指標とは言い難い。 事業目的に直結する指標を導入し、定量的な成果と定性的な成果をバランスよく設定することで、より実効性の高い評価と事業改善につなげることが重要である。		事業評価の指標について、より適切なものとなるよう検討してまいります。
32	学務給食課	事務事業評価における効率性評価について	現行の効率性評価は、具体的な数値や成果指標が明示されていないため、効率性の評価根拠が不明瞭である。 今後は、事業費の状況と事業成果を関連付けて分析し、効率性評価の透明性を高め、業務改善につなげることが期待される。		事業評価の指標について、より適切なものとなるよう検討してまいります。

(14) 奨学金事業

番号	所 管 課	項 目	意見の内容(要旨)	R7.7.20 までの取組等の内容と改善の方針	R8.7.20 までの取組等の内容と改善の方針
33	学務給食課	事務事業評価における評価指標の見直しについて	現行の指標は、単純に人数の増減を示すものであり、事業の成果や効果を直接的に表すものではない。また、経済状況や社会情勢によって申請者数や給付者数が変動するため、事業の目的達成度を的確に評価する指標とは言い難い。 事業目的に直結する指標を導入し、定量的な成果と定性的な成果をバランスよく設定することで、より実効性の高い評価と事業改善につなげることが重要である。		事業評価指標については、事業目的に直結する定性的な成果を反映する指標の設定可能性を検討するとともに、定量的・定性的側面をバランスよく捉えられるよう、評価指標の見直しを検討してまいります。
34	学務給食課	事務事業評価における評価点付与方法の見直しについて	現行の評価は、定量的指標の達成度と評価点が連動しておらず、また定性的な記述に偏った評価となっている。 今後は、設定した指標の達成度や事業の実態・課題に基づき、より客観的かつ透明性の高い評価点付与方法へと見直すことが望まれる。		コストの側面を考慮した指標の設定可能性を検討するとともに、効率性の評価について、より実効性のある評価指標となるよう検討してまいります。

(15) 学校管理下における事故の災害共済給付制度に係る事務

番号	所 管 課	項 目	意見の内容(要旨)	R7.7.20 までの取組等の内容と改善の方針	R8.7.20 までの取組等の内容と改善の方針
35	学務給食課	事務事業評価における評価指標の見直しについて	現行の指標は、事業の本来の目的である「安心な教育環境の確保」や「学校運営の円滑化」といった定性的な成果を十分に反映していない。 事業目的に直結する指標を導入し、定量的な成果と定性的な成果をバランスよく設定することで、より実効性の高い評価と事業改善につなげることが重要である。		事業評価指標については、事業目的に直結する定性的な成果を反映する指標の設定可能性を検討するとともに、定量的・定性的側面をバランスよく捉えられるよう評価指標の見直しを検討してまいります。
36	学務給食課	事務事業評価における効率性評価について	現行の効率性評価は、具体的な数値や成果指標が明示されていないため、効率性の評価根拠が不明瞭である。 今後は、事業費の状況と事業成果を多面的に分析し、効率性評価の透明性を高め、業務改善につなげることが期待される。		コストの側面を考慮した指標の設定可能性を検討するとともに、効率性の評価について、より実効性のある評価指標となるよう検討してまいります。

(16) 学校 ICT 活用事業

番号	所 管 課	項 目	意見の内容(要旨)	R7.7.20 までの取組等の内容と改善の方針	R8.7.20 までの取組等の内容と改善の方針
37	教育センター	事務事業評価における評価指標の見直しについて	現行の指標は、ICT 環境の整備状況、児童生徒の情報活用能力の向上といった事業目的に対する指標が十分に網羅されていない。 本事業の目的に直結する指標を導入し、定量的な成果と定性的な成果をバランスよく設定することで、よ		事業目的に直結する指標について検討してまいります。

			り実効性の高い評価と事業改善につなげることが重要である。		
38	教育センター	事務事業評価における有効性評価について	現行の有効性評価については、評価の根拠が教員の指導力向上に限定されており、有効性の評価根拠が十分とはいえない。 事業目的との関連性を明確にした多面的な指標の設定が必要である。		事業目的との関連性につながる指標の設定を検討してまいります。

(17) 小規模特認校における特色ある教育推進事業

番号	所 管 課	項 目	意見の内容(要旨)	R7.7.20 までの取組等の内容と改善の方針	R8.7.20 までの取組等の内容と改善の方針
39	学校教育推進課	小規模特認校制度の効果検証について	小規模特認校制度の効果検証(中間報告)を行う中で、「制度導入後3年～5年で効果検証する」として令和9年度までの入学状況を見ていく必要があるとしている。しかし、少子化の進行により児童生徒数の大幅な減少が見込まれる中、複数学級の実現という当該事業の目的を将来にわたって継続的に達成することは極めて困難である。 今後は、定量的な入学者数のみならず、定性的な教育効果や地域への波及効果、そして学校ごとの経費の状況や将来的な学校施設の建替え・維持管理コストの観点も含めて検証を行い、制度の趣旨に沿った有効な運用となるよう、事業内容の改善・展開を図ることが求められる。 したがって、できる限り速やかに事業の効果検証を実施し、事業の有効性・教育機会の公平性の観点から、今後の事業の在り方について再検討することが望ましい。		事業の効果検証のため、各校より教育効果等の報告を求めています。今後、当該報告も踏まえた事業効果の検証を行うとともに、小規模特認校制度の効果検証と併せた検討を実施してまいります。
40	学校教育推進課	事務事業評価における評価指標の見直しについて	現行の指標は、一部の定量的指標のみが設定されており、事業の主要な活動に対する指標が十分に網羅されていない。 事業目的に直結する指標を導入し、定量的な成果と定性的な成果をバランスよく設定することで、より評価の実効性を高め、今後の事業改善につなげることが重要である。		評価指標について、実施計画策定期も勘案しながら、より実効性のある指標となるよう検討を進めてまいります。
41	学校教育推進課	事務事業評価における有効性・効率性評価について	現行の有効性評価及び効率性評価は、定性的な記述にとどまっており、具体的な数値や根拠が十分に示されていない。 事業費の状況と事業成果を関連付けて分析し、効率性評価の透明性を高め、改善につなげることが期待される。		評価指標について、実施計画策定期も勘案しながら、より実効性のある指標となるよう検討を進めてまいります。

(18) 学校適正規模等推進事業

番号	所 管 課	項 目	意見の内容(要旨)	R7.7.20 までの取組等の内容と改善の方針	R8.7.20 までの取組等の内容と改善の方針
42	教育政策課	学校規模等の適正化に向けた取り組みの促進について	現在実施している方策(①施設一体型の小中一貫校、②小規模特認校制度)のみでは学校規模等の適正化を十分に実現することは困難であり、審議会答申で示された残りの方策(③通学区域の変更、④学校の統廃合)への着手は避けられないと考えられる。 市の学校規模の推計によれば、令和12年には小規模校が全体の約30%を占める見込みである。通学区域の変更や学校の統廃合などの合意形成には相当の時間を要することが見込まれるため、学校規模等の適正化に向けた取り組みを速やかに進める必要がある。 また、推進にあたっては、将来の児童生徒数や通学条件、施設の老朽化状況に加え、財務的な視点から学校施設ごとのコスト情報(支出のみならず、減価償却費等を含むもの)を整理し、考慮することも重要である。		将来の児童生徒数の推計や施設の老朽化状況に加え、財務的な視点によるコスト情報の整理方法について、他市の事例等を参考にしながら、本市の実情に適した適正化方策のあり方を研究してまいります。
43	教育政策課	事務事業評価における評価指標の見直しについて	現行の指標は、定量的指標のみが設定されており、事業の主要な活動に対する指標が十分に網羅されていない。 事業目的に直結する指標を導入し、定量的な成果と定性的な成果をバランスよく設定することで、より評価の実効性を高め、今後の事業改善につなげることが重要である。		事業の主要な活動を適切に反映できるよう、現在の定量的指標に加え、事業目的に直結する新たな評価指標の設定について研究を進めてまいります。
44	教育政策課	事務事業評価における有効性・効率性評価について	現行の有効性評価及び効率性評価は、定性的な記述にとどまっており、具体的な数値や根拠が十分に示されていない。 事業費の状況と事業成果を関連付けて分析し、効率性評価の透明性を高め、改善につなげることが期待される。		事業経費と事業成果の関連性をより客観的に分析・説明できる手法について具体的な数値等の活用を含め、研究してまいります。

(19) 小学校給食施設整備事業

番号	所 管 課	項 目	意見の内容(要旨)	R7.7.20 までの取組等の内容と改善の方針	R8.7.20 までの取組等の内容と改善の方針
45	学務給食課	事務事業評価における評価指標の見直しについて	現行の指標は、主に事業の進捗や物理的な更新状況に関する定量的な指標が中心となっており、事業の主要な活動に対する指標が十分に網羅されていない。 事業目的に直結する指標を導入し、定量的な成果と定性的な成果をバランスよく設定することで、より実		事業目的に直結する評価項目として、衛生・安全、労働環境、学校給食の質的な改善状況を反映できるよう、定量と定性を組み合わせた指標を検討してまいります。

			効性の高い評価と事業改善につなげることが重要である。		
46	学務給食課	事務事業評価における評価点付与方法の見直しについて	現行の評価は、定量的指標の達成度と評価点が連動しておらず、また定性的な記述に偏った評価となっている。 今後は、設定した指標の達成度や事業の実態・課題に基づき、より客観的かつ透明性の高い評価点付与方法へと見直すことが望まれる。		設定した指標ごとの達成状況を評価に確実に反映する、客観的かつ透明性の高い評価点付与方法を検討してまいります。

(20) 学校施設計画推進事業

番号	所 管 課	項 目	意見の内容(要旨)	R7.7.20 までの取組等の内容と改善の方針	R8.7.20 までの取組等の内容と改善の方針
47	教育施設課	事務事業評価における評価指標の見直しについて	現行の指標は、事業の主要な活動に対する指標が十分に網羅されていない。 事業目的に直結する指標を導入し、定量的な成果と定性的な成果をバランスよく設定することで、より評価の実効性を高め、今後の事業改善につなげることが重要である。		第7期実施計画策定時に評価指標として「営繕工事実施校数」を設定します。
48	教育施設課	事務事業評価における評価点付与方法の見直しについて	現行の評価は、定量的指標の達成度と評価点が連動しておらず、また定性的な記述に偏った評価となっている。 今後は、設定した指標の達成度や事業の実態・課題に基づき、より客観的かつ透明性の高い評価点付与方法へと見直すことが望まれる。		第5期実施計画の評価時に定量的視点での記述を加える予定です。

(21) 人事管理業務

番号	所 管 課	項 目	意見の内容(要旨)	R7.7.20 までの取組等の内容と改善の方針	R8.7.20 までの取組等の内容と改善の方針
49	教育政策課	事務事業評価における評価指標の見直しについて	現行の評価指標は、主に活動量や実施件数に限定されており、事業の主要な活動に対する指標が十分に網羅されていない。 本事業の目的に直結する指標を導入し、定量的な成果と定性的な成果をバランスよく設定することで、より実効性の高い評価と事業改善につなげることが重要である。		教職員の資質向上や事務の効率化等の成果を適切に測定できるよう、単なる研修実施数や活動量のみならず、能力開発の効果や事務負担軽減の度合いを測るための新たな評価指標の導入に向けて研究してまいります。
50	教育政策課	事務事業評価における有効性評価について	現行の有効性評価については、評価の根拠が研修の実施や能力開発に限定されており、有効性の評価根拠が十分とはいえない。 有効性評価においては、教職員の負担軽減や教育活動の充実といった定性的な成果や、事業目的との関連性を明確にした多面的な指標の設定など、定量的・定性的な分析や根拠が必要である。		有効性評価の根拠を明確にするため、研修実施による能力開発の効果測定や、働き方改革の推進による時間外勤務の削減状況、教育活動の充実度など、多面的な視点から定量的・定性的な分析を行えるよう研究してまいります。

(22) 通学路の安全確保事業

番号	所 管 課	項 目	意見の内容(要旨)	R7.7.20 までの取組等の内容と改善の方針	R8.7.20 までの取組等の内容と改善の方針
51	学校教育推進課	事務事業評価における効率性評価について	予算・決算額が前年度比で大幅に増加しており、主な内容が工事請負費であるにもかかわらず、効率性評価において工事費用の増加やその費用対効果について具体的な言及がなされていない。 効率性評価においては、事業費の状況と事業成果を関連付けて分析し、効率性評価の透明性を高め、改善につなげることが期待される。		評価指標について、実施計画策定時期も勘案しながら、より実効性のある指標となるよう検討を進めてまいります。